

衆議院 第百六十四回国会

財務金融委員会 議 録 第 七 号

平成十八年三月十日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 小野 晋也君

理事 江崎洋一郎君

理事 宮下 一郎君

理事 渡辺 喜美君

理事 古本伸一郎君

理事 井澤 京子君

理事 石原 宏高君

理事 越智 隆雄君

理事 河井 克行君

理事 佐藤ゆかり君

理事 関 芳弘君

理事 土井 真樹君

理事 西田 猛君

理事 広津 素子君

理事 松本 洋平君

理事 田村 謙治君

理事 長安 豊君

理事 三谷 光男君

理事 鷲尾英一郎君

理事 佐々木憲昭君

理事 中村喜四郎君

七条 明君

山本 明彦君

小沢 鋭仁君

石井 啓一君

伊藤 達也君

小川 友一君

大野 功統君

木原 稔君

鈴木 俊一君

とかしきなおみ君

中根 一幸君

萩山 教嚴君

藤野真紀子君

鈴木 克昌君

高井 美穂君

野田 佳彦君

吉田 泉君

谷口 隆義君

野呂田芳成君

参考人 (日本銀行副総裁) 岩田 一政君

参考人 (日本銀行理事) 小林 英三君

参考人 (日本銀行理事) 白川 方明君

参考人 (日本銀行理事) 鈴木健次郎君

財務金融委員会専門員

委員の異動

三月十日

辞任 補欠選任

同日 平岡 秀夫君 高井 美穂君

辞任 補欠選任

同日 高井 美穂君 平岡 秀夫君

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

金融に関する件(通貨及び金融の調節に関する報告書)

○小野委員長 これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として日本銀行

総裁福井俊彦君、日本銀行副総裁岩田一政君、日

本銀行理事小林英三君、日本銀行理事白川方明君

の出席を求め、意見を聴取することとし、また、

政府参考人として財務省大臣官房総括審議官杉本

和行君、財務省主計局次長松元崇君、内閣府政策

統括官浜野潤君の出席を求め、説明を聴取いたし

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小野委員長 去る平成十七年十二月十三日、日

本銀行法第五十四条第一項の規定に基づき、国会

に提出されました通貨及び金融の調節に関する報

告書につきまして、概要の説明を求めます。日本

銀行総裁福井俊彦君。

○福井参考人 おはようございます。日本銀行の

福井でございます。

日本銀行では、ただいま委員長からお話のござ

いましたとおり、昨年の十二月、平成十七年度上

期の通貨及び金融の調節に関する報告書、半期報

と呼んでおりますが、これを国会に提出させてい

ただしました。日本銀行の金融政策運営について

詳しく御説明申し上げる機会を本日もちようだい

し、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

次第でございます。

日本銀行では、御承知のとおり、一昨日、昨

日、二日間にわたり開催されました政策委員会・

金融政策決定会合におきまして、いわゆる量的緩

和政策の枠組みを変更いたしました。短期金利を

金融市場調節の操作目標とする、いわゆる通常の

金利政策に移行することを決定いたしました。本

日は、こうした決定の背景にある経済、物価情勢

や金融政策運営について、御説明を申し上げます。

というふうに思います。

最初に、最近の経済金融情勢について御説明を

申し上げます。

我が国の景気は着実に回復を続けております。

この点をやや詳しく御説明申し上げますと、輸出

や生産は増加を続けております。また、企業収益

は高水準で推移しております。こうしたもとで、

設備投資も引き続き増加をしております。家計部

門では、雇用者数の増加が続き賃金も上昇に転じていることから、雇用者所得は緩やかに増加しております。雇用所得環境が着実に改善しているもとで、個人消費は底がたさを増しているという状況でございます。

先行きについて見ますと、海外経済の拡大を背景に、輸出は増加を続けていくというふうに見られます。また、企業の過剰債務などの構造的な調整圧力がおおむね払拭されたもとで、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を受けて、国内民間需要も引き続き増加していく可能性が高いと考えられるところでございます。

このように、外需と内需、そして企業部門と家計部門がともに回復し、前向きな循環メカニズムが働く環境が整っているというところから、息の長い景気回復が続いていくだろうというふうに見ております。もとより、高騰を続ける原油価格やそのもとの海外経済の動向など、景気に対するリスク要因については、引き続き十分注意を払っていく必要があると考えております。

景気回復が続くもとで、物価をめぐる環境も好転しております。

消費者物価指数、これは生鮮食品を除く全国のベースで見た消費者物価指数でございますが、昨年十一月から小幅の前年比プラスとなりました。本年一月の前年比は比較的是つきりとしたプラスになりました。経済全体の需給ギャップは緩やかな改善を続けておりますし、ユニット・レーバークオストの下押し圧力は基調として減少いたしております。さらに、企業や家計の物価見通しも上振れてきております。こうしたもとで、消費者物価指数の前年比は、先行きプラス基調が定着していくというふうに見られます。この間、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に上昇しております。先行きも上昇を続けるというふう

に見られます。

金融面では、企業金融をめぐる環境は総じて緩和の方向にございます。民間銀行の貸し出し姿勢は積極化しております。民間の資金需要は下げどまりつつあるという状況でございます。こうしたもとで、民間銀行貸し出しは、貸出債権の流動化や償却を調整したベースで見ますと、昨年八月に前年比プラスに転じた後、プラス幅が拡大してきているという状況でございます。

次に、日本銀行の金融政策の運営について申し上げます。日本銀行は、二〇〇一年三月、物価の継続的な下落を防止し、持続的な成長のための基盤を整備するという観点から、当座預金残高を主たる操作目標として潤沢な資金供給を行う、いわゆる量的緩和政策を導入いたしました。この政策を、消費者物価指数、全国ベース、除く生鮮食品というベースですが、その前年比上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで継続すると明確な約束を行いました。以後、約五年間にわたり、この約束に沿って粘り強く量的緩和政策を継続してまいりました。

こうしたもとで、日本経済は大きく改善し、着実に回復を続けております。物価面でも、消費者物価指数の前年比はプラスに転じまして、先行きプラス基調が定着していくと見られる状況でございます。

こうした経済、物価情勢の好転を踏まえ、日本銀行は、一昨日、昨日と開催されました政策委員会・金融政策決定会合において、量的緩和政策の枠組みを変更し、無担保コールレートの、オーバーナイト物のレートでございますが、これを金融市場調節の操作目標とする金利政策に移行することを決定いたしました。あわせて、金融政策の透明性を引き続きしっかりと確保する観点から、物価の安定についての明確化を含め、金融政策運営の新たな枠組みを導入いたしました。

この点を若干詳しく御説明申し上げますと、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針につ

いて、操作目標である無担保コールレートをおおむねゼロ%で推移するように促すということを決定いたしました。量的緩和政策の経済、物価に対する効果は、既に短期金利がゼロであることによる効果が中心になっておりますため、今回の措置により非連続的な変化が生じるものではないと考えております。先行きの金融政策運営としては、無担保コールレートをおおむねゼロ%とする期間を経た後、経済、物価情勢の変化に応じて徐々に調整を行うということになります。この場合、経済がバランスのとれた持続的な成長過程をたどる中であって、物価の上昇圧力が抑制された状況が続いていくと判断されるのであれば、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が当面維持される可能性が高いと考えております。

また、日本銀行は、金融政策運営の新たな枠組みを導入いたしました。そのポイントを申し上げますと、第一に、日本銀行としての物価の安定についての基本的な考え方を整理するとともに、金融政策運営に当たり、現時点において、中長期的に見て物価が安定していると政策委員が理解する物価上昇率を示すことといたしました。第二に、先行き一年から二年の経済、物価情勢の点検と、より長期的な視点を踏まえつつ金融政策運営に当たり重視すべきリスク要因の点検、この二つの柱に基づいて経済、物価情勢の点検を行うことといたしました。第三に、こうした点検を行った上で、当面の金融政策運営の考え方を整理し、定期的に公表していくことといたしました。

日本銀行といたしましては、こうした新たな枠組みのもとで、透明性の高い形で適切な金融政策運営を行い、物価安定のもとでの持続的な成長に貢献してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○小野委員長 これにて概要の説明は終わりました。○小野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。越智隆雄君。

○越智委員 おはようございます。自由民主党の越智隆雄でございます。

ただいま福井総裁から半期報告書についての御説明がございましたが、本日は、昨日の量的緩和の解除、これが決定されましたので、この点に絞って、持ち時間をフルに使わせていただいで、福井総裁初め日銀の幹部の皆様の見解をじっくりとお伺いさせていただきたいというふうに思います。

まず、昨日は、今御説明ありましたけれども、二つの決定がなされた。一つ目は、量的緩和の解除の決定であります。二つ目は、量的緩和解除後の新たな枠組みを設定するということでありました。

この量的緩和政策というのは、二〇〇一年から五年間、デフレスパイラルに陥ることを回避するためにとられた政策でありますけれども、福井総裁におかれましては、二〇〇三年の就任以来、日銀の総裁として、当座預金残高の目標金額の引き上げなど、デフレファイターとして御活躍をいただいた、この政策に取り組んでこられたというふうに理解しております。

この政策変更につきまして私は基本的に評価をするものでありますけれども、ただ、しかし一方で、慎重に留意しなければならない点が幾つかあるんじゃないかというふうに思っております。

その一つ目は、量的緩和政策というのが、総裁もおっしゃっていますけれども、異例な政策であったということでもあります。実施が異例であったということは、この量的緩和政策を解除する、そして正常な状態に戻すということについても、恐らく過去に例のない、異例なプロセスを経ることだというふうに思います。そんな中で、経済や物価情勢に大きな混乱を来すことなくこのプロセスを完了することが、今我々が取り組むべき重大な、最大の課題ではないかというふうに考えております。

二つ目は、物価の安定でございます。これはもう申すまでもございませんけれども、イザナギ景

気が五十七カ月でございました。これに迫ろうとする今の景気拡大の局面を、腰折れさせることなくしっかりと運営していく、このことが大事だというふうに思っております。

これからの持続的な経済成長を果たしていく上で、デフレ脱却にかわって物価の安定を目標として掲げることとなりますけれども、異例なプロセスにおいて、そしてまたその後の環境においても、物価の安定に資する政策をしっかりとつていかなきゃいけないというふうに思います。

こんな問題意識に立つて、きょうは、新たな枠組みに基づく今後の金融政策運営について質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、一つ目の質問でございますけれども、新たな枠組みの中で、いわゆる目安というものが示されたというふうに思います。この示し方について今までさまざまな議論がされていまして、一方では、透明性を重視して数値型にすべきだという議論がございました。また一方では、日銀の政策運営の柔軟性を重視して、文章型、メッセージ型にすべきだという議論がございました。

今回の目安の示し方について、福井総裁は昨日の会見で、透明性の確保と機動的運営が両立する枠組みだということにおっしゃったと報道がされておりますけれども、この示し方について、どのような考え方に基いて考案されたのか、具体的に透明性と柔軟性をいかに両立されるおつもりなのか、この点について御説明をお願いしたいというふうに思います。

○福井参考人 まず最初に、ただいま委員がおっしゃいましたとおり、金融政策は、経済状況が非常に悪い状況から、先行き、すべての国民がごらんなって望ましいと思われる状態まで、円滑に改善の方向をたどっていくかなければならない、そのプロセスを金融政策は一貫して支えていかなければならない、こういうふうに考えております。

量的緩和政策が導入されました五年ぐらい前、まさに日本経済がデフレスパイラルに陥るリスク

というものを強く感じていたところでございました。その後、デフレスパイラルに陥るリスクは次第に軽減しつつも、物価が継続的に下落する。最近では、物価がプラスの状況に戻って安定的に推移する状況に非常に近づいてきています。今後は、物価安定のもとで持続的な景気回復というのをより確かにしていく、さらに、それを長期にわたって実現していけるように基盤をさらに整えていく、こういう長いプロセスでございます。

量的緩和と政策というものは、そういう日本経済が危機的な状況にあった状況に対して、緊急避難的に対処するための異例な措置としてやってきたものでございまして、経済がここまで正常化の過程を歩んできた段階において、昨日、この枠組みは解除させていただきました。今後は通常の金利政策に戻りますけれども、当面、ゼロ金利政策というところから再スタートするというところでございまして、私どもとしては、まだ、金融政策が最終的に実現を目指すべき状況に対しては道半ばの途上にあるというふうに考えています。最終的には、持続的な景気回復を物価安定のもとで継続的に実現できるような状況にこぎつきたい、今後ともそういう長い努力をしたいということでございます。

量的緩和と政策の枠組みのもとでは、消費者物価指数が安定的にゼロ以上となるまでという強いコミットメントをいたしまして、これは、日本銀行自身がみずからの手足を縛ってこの難局を乗り切るためのコミットメントでございました。

金利政策に戻りました後は、金融政策の機動性ということで、非常に大事になってまいります。経済の上振れリスク、下振れリスクともに機動的に対応できるということが金融政策の生命線でございますし、先ほど申し上げました、より望ましい経済に持っていくための金融政策運営というのにはまさに、荒わざでなくて、最も適切なタイミングできめ細かい金融政策を連続的に打ち出していくということの実現できる可能性が強いわけでございます。そういう意味で、機動性が大事です。

しかしながら、一方で、金融政策については透明性が大事です。日本銀行から発するメッセージと行動が国民の皆様方、市場参加者の皆様方から見て十分理解できるということがあって初めて政策の効果も高まるし、日本銀行として説明責任、アカウンタビリティも果たせる、こういうふうに考えております。したがって、量的緩和と政策から通常の金利政策に戻るこの時点で、新しい金融政策の枠組みを私どもとして新しく設計いたしました、きのう打ち出した。その柱は、透明性と金融政策運営の柔軟性の両立ということでございます。

諸外国におきましても、そうした点ではさまざまな先例がございます。いわゆる厳格な意味でのインフレターゲットリングというふうなことから始まり、いろいろな例がございます。かつまた、インフレターゲットリングをとって、いって言われている国の場合でも、実際の金融政策の運営の仕方は、その枠組みの中でその国の実情に応じてさまざまであるということでございまして、日本銀行といたしましては、海外のさまざまな事例、そして国内におきましても各界の識者の方々のすぐれた御見識、すべて私どもよく勉強をさせていただきまして、いいところはすべて拝借する、そして、最終的にはやはり日本の実情にきちんと合ったものというところでつくらせていただいたのが、きのうの例でございます。

したがって、物価安定につきましても、国民の皆様が今後経済活動をしていく場合に、デフレもインフレも心配することなく、安心して経済活動ができる状況ということに明確に定義をさせていただいた上で、各政策委員がそういう物価安定の概念を数字であらわせば当面どういうイメージを持っておられるか、これは中長期的に見て物価の安定というものをどういうふうに認識しているかということも映し出して、これは今後の金融政策運営上、十分念頭に置いて我々がやっていくということ明らかにさせていただいた。国民の皆様方の物価観と本当に合っているかどうか、今

後ともすり合わせをしながらやっていきたいということ、したがって、一年置きぐらいには我々のイメージも再点検しながらやっていく、こういうふうな仕組みになっております。

○越智委員 総裁、ありがとうございます。今、総裁からは、金融政策の機動性と透明性の考え方についてお答えをいただきました。

ちょっとここで伺いたい部分がございます。それは何かというと、〇%から二%の間で、中心値が一つというふうに出されておられます。ただ、この数字というものが、中長期的な物価安定の理解ということでありまして、実はこの数字は、足元の物価水準とは概念上全く異なるものじゃないかというふうには私は理解をしております。そういう意味で、量的緩和の解除の三条件に比べるとかなり性質の違ったものとしてこの基準を出されているものだというふうに理解をしております。

そういった意味では、それぞれの市場参加者が、日銀が示される中長期的な物価上昇率と足元の物価上昇率をどうやって関連づけて考えるのか、これが異なることによって市場の期待形成にも幅が生じるんじゃないかというふうに考えます。別の言い方をしますと、いわゆる今まで時間軸効果というふうなマーケットでは言われていたようなものが、量的緩和と政策におけるものとは大きく変わってくるのではないかと。

こうした点を踏まえると、安定的な期待形成をするためには、より一層十分な市場との対話というものが必要になってくるんじゃないかというふうなふうに思いますが、この点についてはどうお考えでしょうか。お願いいたします。

○岩田参考人 それでは、ただいま時間軸効果についてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

先ほど福井総裁の方から申し上げましたけれども、私どもの量的緩和と政策と申しますのは、二〇〇一年の三月導入したわけですが、物価が下落するもとでデフレスパイラルのリスクが強く

意識されていたということで、足元の消費者物価指数と結びつけて金融政策の継続ということ約束した。

具体的には、消費者物価、除く生鮮食品の前年比が安定的にゼロ以上となるまで継続するという、これは政策持続効果とかあるいは時間軸効果というように申し上げておりますが、こういう効果を通じて市場の金利を低目に安定させる、こういう効果が生まれたというふうなことでござい

ます。

しかしながら、金融政策というのは、本来、十分長い先行きの経済、物価の動きをいわばフォワードルッキングな形で予測しながら、弾力的かつ機動的に運営すべきだというふうな考えられます。

したがって、今回の新しい枠組みのもとにおきましては、現時点におけます政策委員の中期的な物価安定の理解を示す、それから、二つの大きな柱に従いまして経済、物価情勢を点検していく、さらに、これを前提といたしまして、当面の金融政策運営の考え方を整理して公表する、こういう新しい枠組みのもとで市場との対話を円滑に行っていくということでもあります。

こういう新たな枠組みのもとで、透明性の高い形で適切な金融政策運営を行う、その結果、物価安定のもとで持続的な成長を実現するということに貢献していきたいというふうに考えております。

○越智委員 今の市場との対話の点についてなんですけれども、中長期的な物価安定の理解というものも掲げた場合に、やはり、今までと比べたら決定的に違ってくると思いますか、より市場に綿密にメッセージを発しなきゃいけない、ここが展望レポートでカバーされる部分ではないかというふうなふうに思いますが、この辺のことについて、できれば総裁からコメントをいただければというふうに思います。

○福井参考人 量的緩和と政策のときと違いますが、この点は、先ほど申し上げましたとおり、コ

ミットメントによって日本銀行がみずから手足を縛るということはない、フリーハンドでタイムリーな金融政策をできるようにした。

コミュニケーションの仕方も変わってまいります。これが二番目でございます。我々は、政策委員の一人一人が持つておられる物価観というものを正直に出して、世の中の人々の物価観と十分すり合わせができるようにした、これは大きな透明性のバックグラウンドでございます。

かつまた、金融政策運営の具体的なチェックポイントとして柱を二本立てた。

それは一つは、我々は一年、二年先までの経済のアウトlookを出しますが、その標準的な見通しが持続的な経済の拡大というパスにきちんと乗っているかどうかという評価を、原則として展望レポートの都度、明確にみずから評価を出していきますし、その評価を、言ってみれば世に問うという形になります。

かつまた、仮にそのシナリオがそういう正しい方向性に乗っているとすると、どういうリスクがあるかということもきちんと点検する。そのリスクは、発生する可能性が大きいリスクであれば当然対処するわけですが、発生する可能性が小さくても、一たん起こればロスが非常に大きい、国民経済的なマイナスが非常に大きいというものに對しても、あらかじめ指摘して、それは当然早目に対処していく。こういうやり方できちんとチェックしていくことでございます。

第三の違ひでございます。

それは、量的緩和政策のときは市場金利の動きは原則的には封殺されている、特に短期金融市場でございます。今後は、金利が生きてくるということでございます。今後は、金利の動きというものが仲介項になってまいります。言葉のやりとりだけがコミュニケーションではない、本来のマーケットとのコミュニケーションではない、本来のマーケットとのコミュニケーションでございます。我々が情勢判断について見解を述べ、市場の理解するところは市場が先行きのレートということでは

示し出してこれらる、見解のすり合わせの中でそういう市場レートが敏感に動くということで、市場レートを仲介項としてダイナミックなコミュニケーションが行われる、これが本来の中央銀行とマーケットとのコミュニケーションでございます。

そういうふうに変わっていくということでございます。

○越智委員 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

それで、今回の新たな枠組みなんですけれども、今までは違ったものであります。この枠組みは、量的緩和政策の解除に際して、今回、日銀がその政策運営のあり方、考え方として整理を示したものだということだと思ひます。

ただ、一方、内容を見てみますと、私はとても画期的だと思ひたのは、物価というもののについて、日本人の文化といひますか社会性とか、そういうものまで踏み込んで検討して、ある意味では、普遍的な意義を示すことを試みられたのじやないかというふうに出ています。物価の安定は持続的な経済成長を実現するための不可欠の前提条件であるというふうに出て来ているというふうに思ひます。

こうした点を考えると、今回の新たな枠組みといひものは、量的緩和政策という異例な政策から脱却する時期において使われる暫定的な枠組みではなくて、ある程度中長期的に利用可能な、いわば半恒久的な枠組みを今回御提示されたのではないかと印象を覚えたんですけれども、この点について、御見解をいただければというふうに思ひます。

○福井参考人 金利を軸とする金融政策の運営の仕方というのが本来の金融政策の運営の仕方であり、そういうやり方に、幸いにも日本も戻ることができたということでございます。

こういう枠組みで世界の中央銀行がともに政策成果を競っている、そして透明性の打ち出し方についても、どこがすぐれているか、懸命な努力で

これも競っているということ。中央銀行といひものは競争に關係のない世界に在るものではありませんで、グローバルには大変競争合っております。日本銀行も世界のナンバワンでありたいというふうには、日本銀行政策委員会のメンバーは強く希望を持って日々仕事をさせていたいてありますが、そういう方向性をにらんで、今回勇気を持ってこういうフレームワークを打ち出したわけでは、十分かどうかはわかりませんが、こういう方向でさらに改善努力を重ねていくべきではないかという確信を持って打ち出したものでございます。

○越智委員 ありがとうございます。

多分最後の質問になりますが、次に、ちよつと先のことを申し上げたいというふうに思ひます。量的緩和の解除のプロセスが、数カ月経て、その後にはゼロ金利政策になっていき、そのゼロ金利政策が終了する局面についてお伺ひしたいというふうに思ひます。

先ほど申し上げましたとおり、量的緩和政策といひものは異例な金融政策であるというふうに総裁もおっしゃってございました。その後、一定の期間とられるゼロ金利政策も私は異例な金融政策だ、その部類に入るといふふうに認識しております。

以前、総裁は会見の中で、量的緩和が終わって景気回復が着実であれば、当然中立的な金利を目指すといふふうに出ておりました。将来、量的緩和とかあるいはゼロ金利といった異例な金融政策をとる必要がなくなつて、金融政策運営が中立的な金利を目指すようになる局面といひものは、どのような経済、物価情勢なのか。今回のペーパーでも「緩和的な金融環境」といふ言葉が使われておりますけれども、それが中立的になるといひものはどういふ条件が整つたときか、その点についてお伺ひして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○福井参考人 金利と申しますものは、経済、物価の情勢に見合つた金利水準といふところにセツトされて初めて金利機能が最大限その効用を發揮する、資源の再配分機能といひものを最も有効に發揮することによって経済の活力を最大限引き出し、いい経済のパフォーマンスを実現していく道につながる、こういうことになります。したがって、いづれは日本の金利も日本の経済、物価の状況に見合つた水準に段階的には引き上げていく必要があるわけでございます。

しかし、何分にも日本経済、非常にいい状況になってまいりましたけれども、長年のデフレ的な色彩のものとての苦しい過程を経ての現状でございますから、さまざまな後遺症も残っているかもしれない、外から及んでくるショックに對してまだ十分強靱であるとは限らないということでございますので、さらにそうしたショックに對する脆弱性が消えていく過程といひものは、大事にそのプロセスを運んでいく必要がある。

もう一つ、グローバルエコノミーの伸展の中で、日本経済、外からの強いローコストコンペティションといひますか競争圧力にさらされておりました。企業としてはなかなか値上げをしにくい環境といひものが続いております。そうしたことも含め、今後の物価環境といひものが、経済が回復過程をたどる中でも物価上昇圧力が高まりにくく、いふ状況であれば、比較的低い金利を長く続ける余裕といひものが我々に与えられているかもしれない。

この両面を考慮しながら、しばらくはゼロ金利ないしは極めて低い金利水準といひものを保てる期間があるのではないかと、こういうふうに見ております。しかし、いづれは中立的な金利水準に徐々に戻すといひことがこれからの日本の経済の活力を真に引き出す道につながる、こういうふうに見ております。

○越智委員 御丁寧な答弁をありがとうございます。

時間ですので、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 それでは、続きまして、佐藤ゆかり君。

○佐藤(ゆ)委員 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。今日は参考人として、福井総裁初め日銀の御関係の方々にお越しいただきまして、御礼を申し上げます。

本日は、量的緩和の解除、その後の政策運営について伺いをさせていただきたいと思っております。

我が国経済は、長期にわたるデフレ経済から脱却の兆しが見えておりまして、昨日日銀は、五年に及んだ量的緩和と政策というのを解除の決定をされたわけでございます。

振り返りますと、五年前ですけれども、実は私も、量的緩和の推進論者でございました当時の中原伸之審議委員のブレーンの一人として、実は量的緩和の導入に向けてサポートをさせていただいた一人でございます。そういう意味で、五年前と比べますと、今の経済情勢ですけれども、確かに企業の収益性も向上してきた、あるいは金融危機も去った、そしてコアCPIも四カ月連続で前年比プラスに出てきた、賃金上昇も見られてきているというところで、デフレ経済からの脱却というのが少しずつ見えてきているところではなかったかと思っております。

そうした中で、昨日、日銀が独立性を持つて解除の御決定を下されたということは敬意を表したいと思っておりますが、ただ、その一方で、今後の政策運営につきましては、ややあいまい性が量的緩和の政策の時代よりは増したのではないかと、印象は私は受けております。それについて、今後の方向性について御質問をさせていただきたいと思っております。

まず一番目ですが、「中長期的な物価安定の理解」という表現が説明書きの中に書かれておりますけれども、これがインフレーションを意味するののかしないのか、福井総裁にお伺いをさせていただきますかと思っております。

○福井参考人 インフレーションというののも一定の定義がないものですから、なかなかお答えがしにくいわけなんですけれども、仮に、中央銀行の政策決定会合において一つの物価数値目標

というものを設定し、そして、長いか短いかは別にしまして、一定期間内にその目標を達成するという期間の概念が入っているというふうなものの、仮にそういったものをインフレーションターゲットティングと考えれば、そういうものではないということでございます。

現在、日本銀行の各政策委員がそれぞれ物価安定というふうな認識している内容を数字的に映し出せばこういうものなのではないかというふうな全体として中心点に近いものは何かというふうなものをまとめたものがきょうでございます。

ただ、政策委員の頭がばらばらということではなくて、物価安定そのものをどう考えるかという点については、企業も家計も物価の変動に煩わされることなく安心して経済活動ができるような物価の状況という点では完全に一致しているわけではなくて、それを、過去の物価の変動から今日に至るまでの経緯などをそれぞれ頭の中に置いた場合に、実際に現状において今後長い目で見た物価安定の姿はどうだろうということや数字で表出する委員によって多少差が出てくる、こういうふうなものでございますが、いずれにしても、それを念頭に置いてこれから金融政策を行っていく。

実は、世の中の方々も、一人一人持つておられる物価観は違うと思っております。簡単に、二から三であるとか、一とか、これで国民の皆さんがみんなそういうふうな思っているわけではないと我々も思っております。国民の皆さんが思っておられる一種標準的な物価観というものと我が政策委員が抱いておられる物価観というものがおおむね合っているとするれば、今後の金融政策を行っていく場合に、物価安定を目指すとか我々が言った場合と国民の皆さんが物価安定を目指すとは思われないと思われたい内容とが一致していくであろう。したがって、金融政策を行う場合にそれを念頭に置くということとは、機械的に一定期間内に無理にある数値を実現するというよりは経済的効用が結果として大きいものになるのではないかと。

そして、物価観というものは、国民の皆さん方も

あるいは政策委員のメンバーも、経済構造の変化に伴って変わる可能性があります。したがって、一年ごとにこれは多少点検しようというフレキシビリティをそこに残しているということでございます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

それでは、御回答を受けまして、岩田副総裁の方にお伺いをさせていただきたいと思っておりますが、説明書きにあります「中長期的な物価安定の理解」という表現ですが、その中の「中長期的な」というのは大体どのぐらいの期間を想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○岩田参考人 中長期といいますが、なかなか厳密に何年ということをお答えするのが難しい場合がございます。

ちなみに、ヨーロッパの中央銀行におきまして、中長期的な観点から、数値的な物価安定の定義というのを与えておられます。そのときに、それは何年なのでしょうかと、いふようにお伺いしたことがあるんですが、お答えは、その時々々の経済状況によって、それは三年の場合もあるし、あるいは四年の場合もある、五年の場合もある、こういうお答えでありまして、これは、言ってみますと、何らかの経済ショックが、需要のショックでもあるあるいは供給のショックでもいろいろなショックがあり得るわけですが、そういうものをおおむね吸収し得るような範囲というのが一つの理解の仕方かというふうな思っております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

大体、今お伺いした限りでは、中長期的な、きつちりとした定義はないということですが、大体三年ですとか四年、五年、そういうタイムスパンでお答えいただいたと思います。明らかに半年とか一年後という想定ではないということではないかと思っております。

そうしますと、そういった大体三年から五年の幅のそういう中長期的な期間の中で、物価の安定の理解として、今回、日銀がCPI、ゼロから二%のレンジをお示しされた。そして、中央値が

一%前後という理解になるかと思いますが、そうしますと、結果としては、結局、福井総裁はインフレーションターゲットではないという御回答をされておられますけれども、三年、四年、五年先にこれがあるべき姿であるということ、ある種のインフレーションターゲットではないかと解釈もできるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○福井参考人 いわばそういう望ましい姿を念頭に置きながらしっかりと金融政策をやっていく。もしこういう物価観が国民の皆さんの物価観と合っていれば、それを実現していくことは金融政策の効用が最も高いものが実現できるということになります。

そういう意味では、広い意味での目標ということになるわけですが、インフレーションターゲットティングとこれをかなり、何と申しますか、一定の期間内にこれをかなり、何と申しますか、機動性を奪うといいますが、金融政策の縛りを強くして数字を専ら実現するというふうな形の金融政策になりかねない。それは必ずしも全体的な経済の効用を実現するという道に通ずるかどうかわかりませんが、まだ問題が残っている。海外の各国の中央銀行の政策運営を見ておりましたが、インフレーションターゲットティングというものを明確に持っている国でも、実際の経済運営、金融政策の運営は、バブルの発生を予見するとか、いろいろなことで非常に機動的にやっております。

その辺の幅を持たせるといふ意味では、今回私もが出したこの理解という新しいやり方が、きつとすばらしい金融政策の運営の道を開いていく端緒になるのではないかと、我々自身は希望と確信を持って始めたばかりでございます。今後、運営に磨きをかけていきたい。外国のインフレーションターゲットティングよりもすばらしいものだということになればいいな、こう思っているんです。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

ただ、せっかく御回答いただいたんですが、諸外国でインフレーションターゲットを導入して、そのルー

ルの上ののつとて裁量を使いながらうまく運営をされている中央銀行は多々あるわけでございませう。日本銀行の今回御回答された形では、ルールなしに裁量だけが前に出ているという気がしてならないわけですが、やはり金融市場にとりまして、それではなかなか期待が収れんしにくいという問題がありまして、期待が収れんしにくいということであれば、ますます最終的な物価の目標も達成しにくいことになるのではないかと思います。

特に、ルールの上での裁量ではなくて、裁量だけになりますと、具体的に問題として想定されますのは、これまで量的緩和の時期に言われておりました時間軸効果ですが、これが今後コミットメントがないルールなしの裁量政策になりますと、まずこの時間軸効果が失われてしまうということがあると思います。

例えば、大まかにも三年後あるいは四年後にCPIをゼロから二%のレンジで、一%を中央値として目指すというようなルールのもとで、裁量をつけながら運営をされるということであれば、そういうコミットメントのもとで、ある程度時間軸効果というのでも確保されるのではないかと思います。そうしますと、日銀の御決定のもとで時間軸効果というのはいくらもあきらめる、そういう御決定というふうには理解してよろしいのでしょうか。

○福井参考人 先ほどからも申し上げておりますとおり、物価安定についての理解ということだけが私どもの新しい枠組みの道具立てではありません。二つの大きな柱を立てて、標準的な経済の見直し、これが本当に正しい軌道に沿ったものであるかということをチェックし、リスクの点検もきちんとやり、それらはすべて市場に映し出される市場金利の姿、あるいは市場関係者の方々の情勢判断と綿密にすり合わせをしながら金融政策の運営を行って、ベストパフォーマンスを目指す、こういう構造になっております。

一つのシングルインジケータに焦点を当てな

がら縛りの強い金融政策を行うことが本場に経済のベストパフォーマンスに結びつくかどうか、それはなかなか立証できないし、各国の中央銀行は、多かれ少なかれ、その点については疑念を持って、フレキシビリティを十分保ちながらやっていく、そういう状況だと認識しております。

○佐藤(ゆ)委員 議論がやや平行線のような印象を受けるんですけども、ぜひともやはり期待の収れんに向けて、期待が発散しないように、ある程度明確なメッセージをぜひとも金融、経済に向けて出していただいて、そして早期の安定的なインフレ経済の実現に向けて御努力いただきたいというふうに思います。

少しいまがミクロ面にかかりますけれども、次に、金利政策を復活させた後の具体的な政策運営についてお伺いをさせていただきたいと思

います。当座預金残高の削減ですが、先ほど、朝の自民党の部会では、日銀関係の方から、大体おむね三カ月、向こう三カ月程度で当座預金残高を下げるというようなことを御回答いただきました。三カ月近辺ですと、大体六兆円程度まで下げるのに月々八兆円近くずつ当座預金を引き下げるという急激なペースが予想されるわけでござい

ますが、これが少し急過ぎるのではないかと議論もあると思います。

実際のところ、短期の金利がかなり金融市場では、金先を含めて、ことし利上げを既に織り込んでしまっている状況ですが、短プラ、短期プライムレートが上がりますと、当然ながら今後貸出金利が上がってくるという状況になると思

います。その一方で、利上げあるいはこの当分の引き下げのペースが速いと、預金金利の方はなかなか上がらないというラグの問題が出てきますが、その結果、貸出金利が上がって預金金利はそのま

まというような、やや国民生活にとってマイナスとも思われるような状況もあり得るのではないかと

思われますが、このあたりのペースについて少しお

伺いしたいと思

います。○白川参考人 お答えいたします。

今回、金融調節の主たる操作目標を日本銀行の当座預金残高から短期金利に変更するに伴いまして、日本銀行当座預金残高を所要準備の水準に向けて今後削減していくということになってまいります。

現在、金融機関は法律に基づきまして約六兆円という金額の準備を持つことを義務づけられておりますけれども、それに対して、きのうまでは三十から三十五兆円という目標のもとで運営しておりました。金融機関は、必要とする金額をはるかに上回る金額を持っている。そういう中で、日本銀行としては、銀行自身がそれほど多くの実準備預金に対する需要がない中で、これを供給するのには大変な努力を行ってまいりました。基本的には、銀行の中には今大変大きな超過準備が存在するというところでござい

ます。この当座預金残高の削減でござい

ますけれども、基本的にはこれは短期の資金オペレーションで対応するというところでございまして、長期の国債オペについては、これは当面これまでと同じ金額、頻度で実施していくというところでござい

ます。

御質問の当座預金の削減のスピードでござい

ますけれども、これは昨日の発表文でも公表しましたとおり、短期金融市場の状況を十分に点検しながら進めていく必要があるというふうに考えておりまして、私どもこの十分に点検するということを強調しております。

先ほど委員御指摘の三カ月、あるいはきのうの公表のときの数カ月ということではござい

ますけれども、これはあくまでもそうした注意深い調整をやっていく際の一応のめどでござい

まして、現在、この点について何か特定の予断を持

っているということではござい

ません。いづれにしても、金融機関においては量的緩和と政策採用以降、長期間にわたりまして多額の当座預金あるいはそのもとの多額の資金供給

をペレシジョン、これを前提とした資金繰りを行ってきたという事実がござい

ますので、これを十分に念頭に置いて短期金融市場の状況を点検しながら当座預金残高の削減を進めていくというふう

に考えております。○佐藤(ゆ)委員 今いただきました御回答では、貸出金利の上昇ペースと、それから預金金利の調整ペースの格差について余り明確な御回答が

伺えなかったような気がいたしますが、ぜひとも、これは、貸出金利だけが先に上がって、どんどん上

がっていくという状況にならないように、ペースを十分に御検討いただきながら調節をして

いただきたいというふうに思います。それから、次に移りますけれども、今度は、や

や資産バブルの醸成の可能性、そういったリスク要因の観点からお伺いをさせていただきたいと思

います。まず、福井総裁にお伺いさせていただきたいんですが、今後、金利政策に戻りまして、そうはい

いましてゼロ金利政策というのは続ける、当面続けるというような政策変更をされたと思

います。が、そうした中で、今後、日銀が描きます金融経済全体、これは株価、金利、為替など、すべて含

めた金融、経済全体としての望ましい調整軌道、こういったものが、イメージが

ありまして、昨日発表いたしました公表文の中にも、リスクは十分に点検していか

なさいというふうな書

いてお

ります。なかんずく、具体的には、例えば、発生

の確率は必ずしも大きくなくとも、バブルやデフレスパイラル、あるいは、発生した場合に経済、物価に大きな影響を

与える可能性があるリスク要因というふうなものは、つ

ぶさに点検して対処していくことは明記して

おります。現在の状況から即していい

ますと、目先すぐにバブルのリスクが非常に大きいというふう

に私は考えておりません。しかし、委員御指摘のとおり、量的緩和政策の枠組みそのものは大変な

ハイインド・ザ・カーブの金融政策でございます。そして、金利レジームに戻っても、ゼロ金利からの再出発ということは、引き続きかなりのビハイインド・ザ・カーブの金融政策でございますから、そうしたリスクの発生する可能性ということはやや長い目で見れば否定し得ないわけでありますので、十分注意しながらやっていかないとはいけ

い。しかし、当面は、景気が順調に回復してもインフレ圧力が容易には高まりにくい経済であろう、そして、バブル発生のリスクもまだそう大きくはなからうという前提のもとにスタートする。したがって、当面は極めて緩やかな環境を維持できる公算が強いというふうに判断してスタートするわけでありまして、今後の情勢点検については、おさおさ怠りがないようにしたいというふうに思っています。

○佐藤(ゆ)委員 そうしますと、安定的なそういう金融経済の確保に向けて点検をしながら進めていかれるということなんですが、日本経済の構造変化を受けて、少子高齢化も進んでおりますけれども、一つの指摘には、経済全体に対する所得効果よりは、資産効果が相対的に高齢化とともに高まってきているという指摘もあると思いま

す。そうした中で、この日銀の政策運営として、資産効果のメカニズムというのはどのぐらい重点を置かれておられるのか。ここ五年、十年ぐらいでどのぐらいその重点が変わってきているのか。それに対する、資産価格変動に対する許容度、このあたりが、もしイメージがあれば、五年前と比べて例えばどのぐらい変わっているのか、変わっていないのか、お伺いさせていただきたいと思いま

す。○岩田参考人 金融政策運営におきまして、これは先進国の中央銀行が皆直面している問題なのですが、資産価格の動きと、例えば一般物価水準、こういうものが、関係が非常に複雑な場合がございます。これは、日本の場合も一九八〇年代半ば

に資産価格が急騰いたしました。そのときに、一般物価水準というのは比較的安定した状況にございました。

現在も、アメリカ経済を見ますと、住宅価格、かなり、一〇〇程度上昇しておりますけれども、その中でコアの個人消費デフレーター、これは連邦準備が重視しておりますが、それは割合落ちついているというようなことがございます。イギリスの方を見ても、これは住宅価格、非常に高かったのですが、早目に金利引き上げをするというところで、いわばうまく住宅価格の高騰をコントロールするというようなことがございました。これは、そういうことで世界の中央銀行、どこを見ましても、この資産価格とそれから一般物価の関係をどのようにうまく、両方うまくコントロールするの、重大な課題だということに思っております。

私どもの今度のフレームワーク、先ほど福井総裁から申し上げましたけれども、まさに新しいフレームワークのもとで、中長期的な観点から見て、何かそういう資産の急騰ですとかそういうことがないかということに厳格に点検しながら、そしてこの二つの、時によりまして、政策運営が非常に困難な問題を、フォワードルッキングな形でもって、いわば、資産価格といえますのは、ある意味では一般物価の先行きを示すという側面もございまして。そういうことに留意しながら金融政策を行っていきたいというふうに考えております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

足元、やや銀行貸し出しが、昨年の八月から特殊要因調整ペースで上がってきているというような状況の中でも、その牽引役となっておりますのが不動産向け貸し出しであつたり、あるいはノンバンク貸し出し、これも大方は不動産向けというふうに報じられておられると思っておりますけれども、ややその貸し出しの回復というのが一部の業種に限られておられる、資産市場向けに限られておられるというように報道もあつております。

そうした中で、特に今、日本経済がデフレから脱出しつつある中、まだ価格の調整スピードが実体経済においては非常にスローである一方で、資産価格の方が、やや、一部の業態においてバブルのような形成を始めておられるのではないかと指摘があるわけですが、このCPIと資産価格のスピードの格差の問題、これについて、実は、このCPIのゼロから二%の安定的な、中長期的な物価安定の理解というだけでは、資産価格形成の方が十分にコントロールできないのではないかとと思われるわけですが、この点にしまして、ある意味で、実体経済のCPIを最終目標としながらも、それに向かつて、ガイド役として、一つ中間参照値のような形で、金融市場の指数を足し合わせたコンポジットインデックスのようなものを使うということについてはいかがお考えでしょうか。

金融業界では、よくMCI、マネタリー・コンデイション・インデックスですとか、ファイナンシャル・コンデイション・インデックスですとか、そういったものが通常よく使われておりまして、それを見ながら金融条件の変化というのを見て判断していると。広く使われているものであります。これを参照値として日銀として使うということについては、検討課題になるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○岩田参考人 ただいま御質問のございました中間参照値に当たるもので、マネタリー・コンデイションのインデックスと言われているようなものであります。

これは、一般的に申しますと、金融政策のいわば政策手段であります。普通は政策金利ですね、それから最終的な目標であります経済活動、あるいは物価の動きという、その中間の、いわばインジケータとして、その中間的な、何らか、インデックスのようなものはないだろうか。これは今御指摘ございましたように、民間のシンクタンクだけではありませんが、過去、中央銀行、ニュー

シながら金融政策をとったことがあるというように伺っております。私どもも、そういう合成指数というものは、一つのデータとしてこれまで計算をしておりまして、見てきております。

ただ、現実、それを公式の中間参照値というように形で使うことがどこまでできるかという点については、これはなかなかいろいろ問題がございまして、政策金利とその中間的な参照値との関係、あるいは物価の動きというところの関係がどこまで安定的なのか。これはマネーサプライについても、多くの、こういうことでマネーサプライを中間的な参照値にしたかどうかというように考え方もあつて、現実、ヨーロッパの中央銀行は、M3というのを参照値という形で見ながらマネタリー・アナリシスをやるといふような体制になっております。

ただ、私ども、現在のように、日本経済、グローバル化が進んでおまして、しかも経済構造が大きく変化するという中で、この中間参照値を、特定の指標を取り出して、それを公式に採用するということはやや難しいのではないかとはいふに考えております。

○佐藤(ゆ)委員 岩田副総裁にこれを申し上げるまでもないと思っております。特に、マネーサプライと所得、マネー・インカム・コーリレーションの関係が壊れたというふうな、そういう最終目標と中間参照値の問題についてはもう八〇年代後半から言われている問題でありまして、これは問題というよりはむしろモデルが悪いのであろう、時代に即していないのであろうということではないかと思っております。より時代に即した相関性の高い指標をつくり上げるといふ努力はやはりしていただきたいと思ひますし、そうした中で、ぜひとも市場に向かつてわかりやすいメッセージを出していただきたいというふうに考えている次第でございます。

それからもう一つ、テーマがかわりますけれども、最後に、昨日の記者会見で福井総裁が、国債

の買入れ額を将来的に減額も視野にというような御発言をされているというふうな報道がされております。この観点の絡みで御質問させていただきたいと思ひます。

これは実は財政再建との絡みになりますが、今後中期の財政再建をしていく上で、中央銀行との協調的な政策、政府と中央銀行の一体化した政策というのがやはり重要になってくるのではないかと思います。当面は、ゼロ金利政策をいずれは解除していくというような中長期的な方向性に向かう中で、長期金利の急伸というのは避けなければならぬという状況にあると思ひます。そうして、一つの目安として、例えば市中に流通している国債発行残高、市中保有額ですけれども、これの対名目GDP比率を極力抑制して上昇するのを抑えていくというようなやり方もあるかと思ひます。

これは、比率ですから、分母につきましては、名目成長率を上げるといふ日銀と政府の共同した努力が必要であると思ひますが、それと同時に、分子の市中に流通する国債残高につきましては、これは一つには政府が発行を抑えると同時に、日銀も、最終的にはこの比率を何とか抑えるために、最終調整役としては国債買入れ額をもう少し弾力的に決定してはいかぬものかということがあると思ひます。

当然ながら、恐らく日銀側の反論としては、そういう国債買入れをしてマネタリゼーションを進めれば、長期金利が逆にはね上がるというような御回答があるかと思ひますが、金利が正常化する前の段階では、当然はね上がることを避けるために、むしろ財政構造改革法などを復活させて、物理的に国債の発行に対する上限を設けるなどの財政規律を担保した上で、その上で日本銀行として、この対名目GDP比率を極力一定にするための御努力というのはないものかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○福井参考人 なかなか難しい議論でございますけれども、日本銀行が長期国債を買入れられており

ますのは、極めて目的がはっきりしておりまして、日本銀行の金融調節の必要上これをやっている、つまり、マーケットに対して円滑な資金供給を行う一つの道具立てとしてこれを有効に使っているというものでございます。短期の金融資産と長期の金融資産、これはバランスよく日本銀行の金融調節の手段として取り入れていかないと、日本銀行のバランスシートが硬直化しまして、先行きの金融調節に円滑性を欠くという問題がございます。

したがしまして、日本銀行の資産、負債の状況、あるいは、こういった長期国債を道具として資金を供給していくということになりますと、市中で長く滞留する資金、つまり銀行券の発行残高のいかんというふうなことも深く関連させながら、適切な判断をしていかなければいけないということでございます。

そういう観点から、今後とも国債の買入れにつきましては、銀行券の発行残高や日本銀行保有資産の状況などを踏まえ、市場の予測可能性にも配慮しながら適切に対応していかなければいけないと思っておりますけれども、当面は、昨日も申し上げましたとおり、これまでと同じ金額、頻度で実施していく、こういう方針でございます。

○佐藤(ゆ)委員 ぜひとも国債買入れ額については、減額の方向性で将来的に御検討されるのみならず、やはり弾力的に、市場に対するインパクトをなるべくならすために、増額も時にはあり得るというような弾力的な運営の方で御検討をしていただきたいと思ひます。

最後になりましたけれども、財務省の方にお伺いしたいと思います。この関連で、財政構造改革法の復活、これは弾力条項つき、景気が悪くなればそれを外すというような弾力条項つきで今後御検討される余地があるものかどうかお伺いして、終わりにさせていただきますと思ひます。

○松元政府参考人 お答えいたします。財政構造改革法の停止の解除につきましては、同法停止法附則の第二項におきまして、この法律

が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政状況等を踏まえて講じるものとされております。したがしまして、現時点におきましては、まず我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政状況等を勘案いたしまして、この財政健全化に向けて今後どのような取り組みが必要かとの実体的な議論が必要であると考えております。

政府といたしましては、本年六月を目途に、歳入歳出一体改革についての選択肢及び改革工程を明らかにすることといたしております。これらに取りまとめに向けまして、経済財政諮問会議等において精力的に議論を行っているところでございます。

○佐藤(ゆ)委員 これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○小野委員長 以上で佐藤君の質疑を終了いたします。

引き続きまして、谷口隆義君。

○谷口隆義委員 おはようございます。公明党の谷口隆義でございます。

昨日、五年にわたる量的緩和政策を解除されたわけでございますが、先ほどの福井総裁の御答弁にもありましたけれども、過去を振り返りますと、デフレスパイラルというような大変危惧された状況がありまして、また景気低迷が長く続いたわけでありまして、九九年の二月にゼロ金利政策が実施をされました。二〇〇〇年の八月にこれが解除されたわけでございます。この解除されたときに、政府の方は、決定会合で議決延期請求権を新日銀法のもとで初めて行使をいたしました。そういう意味では、このゼロ金利の政策の解除というのは政府と日銀が一体でなかつたというところもあつたわけでございますが、今回、この二〇〇一年三月から実施をされました量的緩和政策、昨日の決定会合の状況を聞いておりますと肅々と行われたわけでございますし、本日の報道ぶりを見ておりましたも、政府もまた国民一般も大きな違和感がないというような状況で、政府、

日銀一体となされたということに對しまして、評価をするところでございます。

この量的緩和政策というのが、これは極めて異例な政策でありました。海外でもこういう政策はなかつたわけでありまして、本日の報道を見ておりましたら、海外の市場関係者においても、量的緩和の解除とゼロ金利の解除と混同しておられるというようなことのようにございます。

このような極めて異常な政策が解除されたということは、徐々に平常な状況に戻っていく過程に入つたということでございますが、しかし、考えますと、このゼロ金利政策の実施からスタートしまして七年間、間半年ほど解除された時期がありましたが、こういう超低金利政策が行われた結果、国民生活の中ではいわば日常的にこれがビルトインされているというような状況があるわけでございます。ですから、非常に低金利の中で年金生活者が大変困窮をしておつたり、また、中小企業の経営者が今度また金利が上がるのではないかとというようなことで大変心配をされているというような、いずれにいたしましても、市場とまた国民との間の対話を慎重にやっていただきたいというふうに思ふわけでございます。

また、もう一つは、近々福井総裁もBISの総会に行かれて、バーナンキ議長と意見交換をするということをお聞いておりますが、今回のこの量的緩和の解除が世界的な過剰流動性への導きかといふような金融関係者のとらえ方もあるわけでございます。まだFOMCの方では二回程度金利が上げられるんじゃないかというようなことありまして、金利差が拡大をするというふうなことで、国内の金融関係者はこのゼロ金利がしばらくは維持されるだろうというふうなことで、むしろ円売りというふうな動きもありまして、海外の方は、むしろこれからいよいよ金利が復活してくるというふうな中で動きも出てくるというふうなことで、ぜひこのあたりを市場と、また国民との間の対話を十分にやっていただきたいと思ふわけでございます。

先ほどの質問にも出ておりましたが、今回、目安を、枠組みの中で数値を明示されたわけであり、このことについて、先ほどの質問にもありましたように、これはインフレターゲットینگなのかといったようなことがありました。私の個人的なことをまず申し上げますと、現在このインフレターゲットینگを採用している国が、デフレのところでは採用したというの、一九三〇年代にスウェーデンが一国行ったことでありまして、あとは、インフレを抑制するという観点でこのインフレターゲットینگを導入してある。上がった風船をひもで引き下げることはできるけれども、ガスの抜けた風船を上へ上げることはできない、こういうようなことで、私はインフレターゲットینگに對しましては非常に否定的なことを持っておるわけでございます。

それで、日銀の方は、今回の枠組みの中で、ゼロから二%が各委員の中長期的な物価安定の理解の範囲内だ、また中心値をおおむね一%前後だというような、数値を明確化されたわけでございます。それで、安倍官房長官が先日の記者会見で、消費者物価上昇率のゼロから二%については、この政策を進めていく上で国民に対する説明責任を果たす透明性について評価できる、こういうふうに言及されておるわけでございます。これらについては、政策判断をする、政策決定するという者には責任が伴うんだという御発言がござい

ます。

今回の、先ほどのゼロから二%、またおおむね一%前後という明確な数値に對しまして、総裁、達成責任という観点で御答弁をお願いしたいと思

います。

○福井参考人 日本銀行が負担しております最大の責任は、適切な金融政策の運営を通じて物価の安定を達成すること、そのことに非常に大きな責任を有している、そのことは日本銀行の政策委員会のメンバー一人一人が強く認識しているところでございます。

この場合、その物価の安定とは、今回の公表文

にも明確に記させていただきましたけれども、家計や企業等のさまざまな経済主体が物価水準の変動に煩わされることなく消費や投資などの経済活動に取り組んでいただく、意思決定を行うことができる、そういう状況のことを指しているというところでございます。

また、中央銀行がさまざまなショックに伴う物価の短期的な変動をすべて吸収する、モグラたたきのように、短期的な変動をすべて抑え込もうとすると、逆に経済の変動がえって大きくなる、経済的な福祉を損なうということになります。したがって、物価の安定につきましては、中長期的にこれを実現していくという考え方が非常に重要でございます。

こうしたことを踏まえまして、今回採用しました新しい枠組みにつきましては、物価安定の数値的な目標を定めて、ある期間内にこれを達成するということを目指す枠組みとはしてはいないという点が重要な点でございます。

私も、繰り返し申し上げますが、物価の安定、そのこと自身については強い責任を負担しておりますけれども、中長期的にこれを実現することによって、経済的な福祉を最高なものとして実現していくということに貢献したいと思っております。

○谷口隆委員 大体総裁のおっしゃっていることは理解できたわけでありまして、ゼロから二%、またおおむね一%前後という中心値、この明確な数値が、御存じのとおり今コアのCPIが、〇%近傍でそんなに大きく動いておりませんが、どうも市場関係者の中では、これらの挙げられた明確な数値で早期の利上げが行われることはないだろうというようなことであるとか、CPIが一%を超えないという状況にならないと利上げは困難ではないのかというような市場関係者の声があるわけですが、このような声に對しまして総裁はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思

います。

○福井参考人 中長期的な物価安定についての理

解という打ち出し方は、日本銀行が初めてでございます。これから、この新しい枠組みの趣旨というものを多くの方々に正しく理解していただく必要があります。私も、十分説明を重ねながら、単に狭い意味の市場関係者だけでなく、国民一般の皆様方とも理解を共有しながら、金融政策についての物の考え方をともに共有できるように努力していきたい。

今、発表しました直後ですから、市場関係者が、一部の方が、短期的な市場の中の行動として、これに強く結びつけて行動される方が出てくる可能性、それは否定し得ないと思っておりますけれども、長い目で見て、より正しい理解が浸透していくんではないかというふうに考えております。

○谷口隆委員 今申し上げた、昨日の本日であるから、いろいろ市場の動きも十分見ていかなければならぬと思っておりますが、いろいろな考え方が先走るといったこともございますので、そこはしっかりとまた市場との対話をお願いしたいと思

います。

それで、今回、昨日量化的緩和が解除されたわけでございますが、私は、四月の月末の展望レポートの四月二十八日ぐらいがよかったのではないかと、このように個人的には思っておったわけでございます。なぜならば、一つは、この三月末に各企業の三月決算が参るわけでありまして、株価であるとかまた債券相場であるとか、このようなところ

に大きな影響を与えない方がいいのではないかと、このようにお考えをしておったわけでありまして、昨日、日銀当局はこの解除を行われたわけ

でございます。

それで、先ほど私、冒頭申し上げましたように、ゼロ金利を解除したときに、日銀の執行部の皆さんが当時私のところに来られて、それをお知らせするようないいことをおっしゃったわけでございます。それで、私自身は、ちよつとまだゼロ金利の解除は早いのではないかと申し上げた記憶があるわけ

でございます。今回、新日銀法の中で日銀が

たわけでありまして、今回の福井総裁の、三月、四月の中で三月の九日に行われたといったようなことは、強く日銀の独立性を意識した結果行われたのではないかと、これは私自身がどのように考えておるわけ

でございます。

このことと、また、総裁は先日委員会で、二度の失敗は許されないというような意味合いのことをおっしゃったようでありまして、これも日銀当局にとつては大変なプレッシャーになったのではないかと。昨日はどうも予想を超えるような長時間の決定会合であったようでありまして、このような総裁の発言に對する日銀が受けたプレッシャー、また総裁自身が日銀の独立性ということ

を強く意識された結果、昨日の解除の決定となつたのではないかと私は思っておりますが、そういう感覚を持っておりますが、どのようにお考えなのか、お聞

きたいと思

○福井参考人 量的緩和解除のために必要な三つの条件というものは、毎回の政策決定会合で政策委員会のメンバーの中できちんと議論を重ねてきたこと

でございます。昨日の決定会合で、最終的にこの条件が満たされたという判断に至りましたもので

に全力を注いで、その判断に忠実に従って政策運営をやっていくという意味では、肩の力は抜けているというふうにお考えいただいていると思います。

総理の御発言は、いつも私どもとして正確にこれを受け取るために理解する努力をいたしておりますし、経済財政諮問会議の折にもしつこくお目にかかります。私自身も総理のお考えは直接伺う機会が多いわけですが、少なくとも経済、物価情勢の基本的な判断について、日本銀行の情勢判断と基本的な相違はないというふうないつも確認をさせていただいております。

先般の国会答弁につきましても、私すぐそばで拝聴しております、引き続きそういう印象を持っております。政府と日本銀行との間では、経済、物価情勢の判断、政策の大きな方向性について不一致がないように、今後ともしっかりとコミュニケーションの努力をしていきたいというふうに思っております。

○谷口(隆)委員 当初、総裁の会見録等を拝見しておりますと、三月、四月というような発言も総裁御自身がされておられて、それが、三月がもう既に非常に可能性が高いというようにことを強くにじませた発言があった結果、市場関係者が、三月に多分やるだろうといううな、このことにながったんだらうと私は思っておるわけですが、まして、いずれにいたしましても、今度の三月のこの決算に大きな影響のないようにというように私は思っておりますので、政策運営におきましても、そのようにぜひお願いをいたしたいと思っております。

それで、これも先ほど出ましたが、長期国債、この金利が非常に気がかりであります。先日一・七%近くまで上がったことがございます。きょう見ておられますが、若干落ちつきを見せておるようでございますが、この長期国債、これについて動向が非常に気になります。現在、日銀におかれては、月に一兆二千億の長期国債を買い入れておられるわけでございます。当面はこ

れを維持するというところで、会見でも既に総裁がおっしゃっておるわけですが、昨日の記者会見では、いずれは一兆二千億の買い入れ額が縮減過程に入っていないかなければならないといううな報道ぶりもあるようでございます。

昨日、財務省から参加をいたしました赤羽副大臣が、財務省等の意見を決定会合の場でおっしゃったようであります。まず第一点は、デフレ脱却を確実なものにするよう解除後もゼロ金利の継続により金融面から経済を十分支えるとともに、解除後の、一つは適切な金融調整、二番目が透明性の確保、三番目が長期国債買い入れ額の維持などにより市場の安定を確保されたいとの申し入れを行ったといううな報道ぶりがあります。この長期国債の買い入れ額の維持ということについて、先ほど総裁の御意見では、もうお考えは理解しておりますので、本日財務省から来ていただいたておると思ひますが、長国の買い入れについて財務省として一体どのようにお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○杉本政府参考人 答えさせていただきます。先生の御指摘ございましたように、長期国債の買い入れにつきましては、昨日の日本銀行の決定会合によりまして、当面はこれまでと同じ金額、頻度で実施していくとされておるところでございます。したがって、当面、現在の買い入れ額が維持されていくものと私どもは理解しております。

谷口先生御指摘になりましたように、長期金利の動向というものは、我が国経済にとって大変重要な意味を持つておるものであるものと認識しております。長期国債の買い入れの先行きにつきましては、日本銀行におかれまして、長期金利の動向を視野に入れながら、市場の安定を損なうことのないよう適切に実施いただけるものと私どもは期待しております。

○谷口(隆)委員 アメリカもバーナンキ議長にわられたところでございますし、今回の日本銀行

の政策変更、大きな変更があります。こういううな、人がかわった、また政策が変わったときに大きな動きが出てくる場合が非常に多いわけですが、どうも福井総裁を中心にして、日銀当局におかれましては、冒頭お話をしたように、市場との対話また国民との対話を非常に小まめに慎重にやっていたいただきたいことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○江崎洋委員 民主党的に小沢鋭仁でございます。

きのうは、我が国にとって、我が国景気に、経済活動にとって大変重要な決定が行われたわけでありまして、その翌日にこうした質疑ができること、大変うれしく思います。お越しいただいた福井総裁初め日銀の皆さんに心から感謝を申し上げます。

先日、一般質疑の中で、福井総裁と若干金融政策の議論をさせていただきました。時間が足りなくて歯がゆい思いをしたんですが、きょうは約一時間ほどございますので、じっくりと議論をさせていただきます。こういふふうに思います。

まず、冒頭、昨日の量的緩和解除の決定、それに対する、ある意味ではゼロから二のいわゆる数字の目安等の決定、それに対して目標と達成時期を明示することが説明責任、こう政府の一員が言っているわけですね、不十分だ、こう批判をしておりますが、そのことに対して福井総裁のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○福井参考人 日本銀行におきましては、通常の金融政策、つまり金利を軸とする金融政策に復帰をすることができた。この機会に、今後、金融政策の運営の透明性を高めることによって政策効果を高めたいし、また日本銀行の説明責任についてもよりよく果たしていきたい、こういう趣旨で昨日の新しい枠組みを打ち出したわけでございます。

日本銀行としては、中長期的に見た物価の安定

確保、それを通ずる経済のよりよきパフォーマンスの実現に貢献していくということで、みずからより重い責任を担うという姿勢でのスタートしたわけでございます。

先ほど申し上げましたとおり、物価の数値的なイメージというのは、短期的にこれを実現しようとするとかえって経済の振幅を大きくする、そういう性格のものではないということも改めて明確に説明を申し上げます。きょうのスタートしたというふうにお考えいただきたいと思います。

○小沢(鋭)委員 それは先ほどお尋ねの中で福井総裁がお答えになつていたんですが、私が聞いたのは、政府の中からそういう声が上がっている、そのことに対して福井総裁はどうかと。

もっと具体的に言ううと、竹中大臣が今私が申し上げたことを端的に言っているわけですね。不十分だ、説明責任が不十分だ、こういう話を言っていることに対して、福井総裁の御意見を聞かせてください。

○福井参考人 世の中のいろいろな識者の御意見、これからも私どもとしては謙虚に拝聴しながらやっていくことでございます。

説明責任が十分であるかどうかは、新しい枠組みのもとでこれから我々が実際に行っていくこと、少し時間をかけてきちんとした評価をしようだいたいというふうに思っております。

○小沢(鋭)委員 私はこの間も申し上げたんですが、今のは説明責任、しかし日銀は結果責任をどうとるのか、こういう話を先日もお尋ねをして明快な回答がなかったわけですが、この説明責任すらも果たしていないと政府の中から声が上がります。

これから、一時間ありますから、この間の日銀の金融政策を振り返って、私なりの意見を申し上げますが、皆さん方の意見を聞かせていただきたいと思います。その結果責任、まさにこの失われた何年、こう言われる中で、私はこの間も申し上げましたけれども、今回の不況の最大の要因は、資産デフレに端を発したデフレのわなに日本経済が陥り、金融政策を日銀が失敗し続けたこと

によつてこの長期の不況が続いている、これが基本認識であります。

しかし、この間も申し上げましたように、二〇〇三年、福井さんが日銀に入られた、武藤さんと一緒に入られた。そこから日銀の政策は人によつて変わった、いわゆるシステムではなくて人によつて変わったから、まあ、私はよかったとそこは素直に評価をしているという話を申し上げましたけれども、少なくともその間の日銀の結果責任という話はある。それにも増して、まだ説明責任すらも果たしていない、こういう話があるんですね。

そして、政府と日銀は一体となつてと、こういう話がありますけれども、率直な話、政府と日銀はテレビとか新聞を通じてしか話をしていないような話じゃないですか。大体、一体となっているのかどうかという議論が出ることも自分がおかしいんじゃないですか。私は、まず率直にそう思っています。

そこで、政府にお尋ねをしますが、政府の金融政策の責任を持つ部門は一体どこですか。

○浜野政府参考人 お答えをいたします。

金融政策につきましては、先生御案内のように、日本銀行法に基づいて、基本的には日本銀行の責任のもとで判断されることでございますけれども、政府との関係につきましては、日本銀行法第四条で、「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」というふうになされておまして、政府と日本銀行は、経済政策運営に関しまして一体となった取り組みを行うように努めているところでございます。

このため、日本銀行法第十九条第一項に従ひまして、金融政策を定めます日本銀行の金融政策決定会合には、政府側から内閣府と財務省の代表が出席をしているところでございます。

○小沢(鋭)委員 先般も申し上げましたけれども

も、日本銀行の政策決定会合で政府から出ている二人の人は、いわゆる決定権を持っていないんですね。採決権を持っていない。そして、さつきから話が出ているように、日銀のこれだけ重要な、きのうは、ある意味では政策レジームを変える決定だったんですよ。そうですね。政策レジームを変える決定の際に、政府と日銀がともに話ができない。

景気をよくしなきゃいけないというのは、今、国民の願いでしょう、すべての願いでしょう。そのときに、そのある意味では大きな柱である金融政策を政府は責任を持たない、政府はそんなことではないんですか。もう一回答弁してください。

○浜野政府参考人 先ほど御答弁いたしましたように、政府と日本銀行は、経済政策運営に関しまして一体となった取り組みを行っているところでございます。金融政策につきましては、日本銀行法に基づいて、基本的に日本銀行の責任のもとで判断をされて行われているところでございます。政府といたしましては、日銀法の定めによりまして、内閣府と財務省の代表が出席しております。

政府と日銀が意思疎通を図る機会は幾つかございまして、日本銀行総裁は、経済財政諮問会議の委員でございまして、政府が景気判断を行います月例経済報告等に関する関係閣僚会議にも御出席いただくなど、さまざまな機会があるというふう

に承知しております。

○小沢(鋭)委員 システムとしてのいわゆる金融政策、いわゆる景気対策、マクロ経済政策の中で金融政策をどうするかというまさにそのメカニズムが、ある意味では決定的に欠落していると私は前回も申し上げましたが、今回もまさにそういう話が目の前で起こっているというふうに私は思っています。

それがまさに先ほど申し上げたような政府の閣僚の中から、あるいは官房長官もたしかそうだったですね、まだ何となく不十分だ、こういう話がある。日銀の政策決定会合の前に、隔靴掻痒という言葉がありますが、靴の底からかいているよう

な総理の予算委員会の答弁がある。何ですか、これは。そういう話で本当にいいんだろうか、日銀の独立性というのはそういうことなんだろうかと、いうことをもう一回根本から考えないと、有効なマクロ経済政策というのは打てないんじゃないか、こういう話だと思ひます。

それはそれとして話を進めたいと思ひます。なぜこんなことを言うかという、やはりそれは、景気判断の何が今回のこの長いトンネルの不況の最大の要因なのか、いろいろな要因のコンプレックスだというのはわかります。しかし、最も本質的な最大の問題は何かということに関して、私は、それはデフレだ、こういうふうな認識をして、私は一人でありまして、そういう認識が、まさに政府の中にも希薄だったし、あるいは日銀の中にも希薄だった。だから、こんなになつてしまった。

その一つの例として、日本銀行はかつてよいデフレ論という話を言っておりました。これは今、撤回されているんですか。

○岩田参考人 デフレの原因につきましては、よいデフレがある、あるいは悪いデフレがある、こういう議論が行われたことがございます。私も、二〇〇〇年の十月に、物価安定の考え方という文書を出したこともございます。そこではどういうことを議論したかといひますと、九〇年代の物価の変動を分析しまして、需要が弱いということ、物価が下がる要因になる、それに加えて、技術革新でありますとか、あるいはグローバルライゼーション、規制緩和、こういったような供給側の要因で物価が下落している面もあるのではないのでしょうか、こういう議論をしたことがございます。

ただ、私も、そのときに公式の見解として、よいデフレであるとか悪いデフレであるとかという、そういう定義はしたことはございません。個別の委員、それぞれ御意見がございまして、これはよいデフレであるということ強くおっしゃられた方はいないと思ひます。

いずれにしても、物価が大きく変動する、これは、需要の要因であらうが供給側の要因であらうが、大きく変動する場合には、資源配分でありまして、あるいは所得分配に大きな影響が及びます。特に、物価が下落する場合ということが起こることなんですが、名目賃金の下方硬直性でありますとか、あるいは金融政策運営で言いますと、ゼロ金利の制約、あるいは債務負担が実質で見ますとふえていってしまう、名目が一定であつてもふえていってしまう。そういうことで、物価の下落と景気の悪化が同時に進行する、こういう悪循環が起こる、こういうような問題があるわけでありまして。

現実には、我が国におきましては、二〇〇〇年の末ごろから、海外経済の急激な減速の影響ということもございまして、需要の弱さを反映した形で物価低下圧力が強まった、そしてデフレスパイラルに陥るリスクが懸念されるような状況になつたというふうな考えております。そうした背景のもとで、私も、量的緩和政策というのを導入したわけでありまして。

今日におきましては、どうやらこのデフレスパイラルに陥るリスクというのは払拭されているというところでございまして、新たな政策の枠組みのもとで、十分に先行きの経済、物価の動向を予測しながら、中長期的に見て物価の安定を実現する、こういうことが最も重要なことだ。私どもの日本銀行法第二条では、物価の安定を通じて健全な経済発展を促進する、これが私どもに課せられた任務だということに考えております。

○小沢(鋭)委員 岩田先生、個人的見解として、そういう話があつた、こういう形であつたりとおっしゃられて、そしてその後はデフレのデメリットを語る述べられましたが、デフレのデメリット等々はもうみんな承知しているところでありまして、私がお尋ねをしたのは、日銀が政策判断としての基礎になるその認識を誤つたでしよう。岩田先生は、一番そこを改善するのに苦勞されてきたんじゃないんですか、こういう政策が成

功した失敗したか、まさに政策の検証というのは学者としても大事なんじゃないんですか、先生。

○岩田参考人 私人に対する御質問ということかと思うのですが、私、現在、副総裁という任務を拝命いたしております、その立場でしかお答えができない状況でございます。

それで、副総裁という立場から考えますと、もちろん、過去の政策についてどうであるとか、あるいは現在の政策についてどうであるとかは、これは副総裁の立場として簡単に申し上げることはできないわけでありまして。

いずれにしても、私どもが量的緩和と政策という異例な政策をとったということは、これは、デフレということに対して、これの多くの弊害があつて、これから一刻も早く抜け出さなければならぬというその認識のもとでこれまで政策を行つてきたわけでありまして。これからそうしたことが起こらないように、新たな政策枠組みをつくつて政策運営をやりたいということでございます。

○小沢(鋭)委員 岩田先生は副総裁としてきょうはここに立っていらつしやるわけですから、そういう立場での判断は留保させていただく、これはもう本当にそのお立場であることはよくわかつておりますので、それは結構だと思ひます。いずれかの時点で、また学者として見解を述べていただく機会が来るのを待ち望んでいたいと思ひます。ただ、問題は、政策の失敗をいかにげんにしておいたら、これからは間違ふ可能性があると思ひものだから聞いているわけですね。

先ほど、いわゆる量的緩和の政策に関して、異例の、こういう話が総裁からも、岩田先生、副総裁からもありました。確かに、異例の政策だという話は私も理解をいたします。しかし、何でそこまで追い込まれたんですかという話でしょう、問題は。

ゼロ金利政策は、九九年の二月ですか、今はつきり覚えておりませんが、資料を見ると。そし

て、さつき谷口先生の質問でもありましたけれども、日銀がゼロ金利解除をしたのは二〇〇〇年の八月。これは、政府が反対をする中でゼロ金利解除をしたんです。それで量的緩和政策に踏み切らざるを得なかったんじゃないんですか。そういう認識は日銀にはないんですか。

○福井参考人 金融政策というのは、やはり十分先を読みながら経済の変動をなだらかにしていく、最大の使命でございます。時に、経済に及ぶ非常な大きなショックから経済の大きな変動が起つた場合には、果敢な政策をもってこれは対処する。量的緩和と政策の採用ということは、その最も典型的なケースであつたというふうに思つております。

○小沢(鋭)委員 確かに、果敢にという話はいいんですが、私がお尋ねしたのは、その前の政策の失敗がそこで追い込まれることになったんではないんですかとお尋ねをいたしました。いわゆるゼロ金利政策を政府の反対を押し切つて解除したことが、さらなる景気の悪化をもたらして、そして量的金融緩和までやらざるを得なくなった、そういうことではないんですか、こうお尋ねをしております。原因と結果をお尋ねしております。

○福井参考人 二〇〇〇年の世界的なITバブルの崩壊、そのタイミングとか、崩壊後のショックの大きさというものは、だれしも予見できなかった、グリーンズパン議長もそれは予見できなかったと明確に言つておられます。そのショックの大きさとこのものが日本経済に及んできた、それに對しては、やはり異例な政策をもって対処してきたということに尽きると思つております。

私どもは、先ほども申し上げましたとおり、金融政策の本来あり得べき姿としては、経済の波をできるだけ小さくして安定的な成長ないし拡大を図るということでございます。したがって、きめ細かい政策運営、タイムリーな政策運営というものが生命線でございます。

そういうことを今後は確実に実現していくために、きのう、新しいフレームワークをつくり上げ

たということでございます。

○小沢(鋭)委員 二〇〇〇年のそういったITバブルの崩壊を初めとするいわゆるデフレ圧力をだれしも予見できなかった、こういうお話でありましたが、福井総裁、それは違ふと思ひます。少なくとも、我田引水で恐縮ですが、私は大変な危機感を持つて当時、日銀の皆さんと議論をしました。ここにいらつしやる先生の中でもいらつしやいますよね、そういう認識で議論をした人たちがいっぱいいますよ。それにもかかわらず、日銀はやつたんです。それにもかかわらずやつたんですよ、予見できなかったんじゃないんです。日銀が予見できなかった、あるいは、わかつていたかもしれないけれども、目をそらした。

グリーンズパンの話が出ましたが、この間も見せましたよね、FRBのこの検証レポート。僕は、この間の日米の経済の運営というのは、アメリカにグリーンズパンがいて、日本にグリーンズパンがいなかったからこういう結果が出た、ある意味ではそう思つています。

福井さんには、ぜひ、これからの、きょうも何か、日経新聞、「金利復活へ試される手腕」金融緩和修正はグリーンズパン前FRB議長のような手綱さばきが試される。こう新聞報道にも書かれています。福井総裁には、ぜひ、そうした道を歩んでいただきたい、こう思つています。日本のために願つています。

だけれども、過去の失敗を直視しなければ、それは出てこないですよ。そして、もしかしら、今この三月解除は、ある意味では、もともと失敗をした日銀の旧勢力が息を吹き返しているのかもしれない、こう感じる部分もあるんですよ。こう感じる部分もあるから、これは杞憂かもしれないけれども、こんなにしつこく言つていらっしゃるんですよ。

そして、こういうことを言われる機会というのは、恐らく日銀の人たちはだれもないんですよ。物すごくマスコミのコントロールがうまい。僕はテレビを見て驚きましたよ。どこのテレビを見て

も、いわゆる量的緩和政策に関しては、じゃぶじゃぶ政策と言つています。どの局も、じゃぶじゃぶ政策ですよ。金をじゃぶじゃぶ流すじゃぶじゃぶ政策。だれかがそういう表現を使つて流しているから、そうなるんですよ。

これは本当にじゃぶじゃぶ政策だったんですか。必要不可欠な政策だったんですか、じゃぶじゃぶ政策だったんですか、どつちですか。

○福井参考人 これは、誇張した表現でじゃぶじゃぶ政策とおっしゃる方があつたんだろうと思ひますが、私どもとしては、もちろん必要な政策としてやつてきたわけでございます。

○小沢(鋭)委員 それは日銀がやつたという確証はありませんし、確証がないことを言つて我々も苦労しましたから、この場では言いません。

しかし、じゃぶじゃぶ政策という言葉に反映されるのは、物すごくこれは誤った政策だ、こういう話なんですね。異例な政策だというのは私は認めるけれども、しかし、そこまでいつてしまつたのは、まさに日銀の政策判断の誤りだし、そういう意味では、この異例な政策は、今総裁がおつしやつていただいているように、もう必要不可欠な政策だ、こう私も確信をしております。そのじゃぶじゃぶ政策という話からはそういう言葉が出てこない。

そして、さらに言いますと、マスコミで見ると、これは笑つちゃうんですよ、量的緩和の五年間を日銀はまさに屈辱の思いで過ごしてきた。これはマスコミが書いていますので、では聞いておきましょうか。福井総裁は屈辱の思いでこの量的緩和政策の間を過ごしてきたんですか。

○福井参考人 私どもは必要な政策をきちんとやらせていただくということであり、量的緩和政策が客観的に見て必要な政策であつたとすれば、我々は屈辱というふうな気持ちになるはずはございません。

ただ、量的緩和政策というのは、金利メカニズムという重要な機能を犠牲にしながらの政策でございます。国民の皆様は別の面では大変な御負担

をかけながらの政策でありました。大変心痛む政策であったということは事実であります。

○小沢(鋭)委員 しかし、景気回復のために必要不可欠だったんじゃないですか。そのことももう一回ちょっとお尋ねしたいと思います。国民の皆さんに大変な負担をかけた、こういう話をしていますが、トータルにしたら、負担をかけたんですか、これでよかったですか。

○福井参考人 私どもは、異例な政策でございませけれども、必ずこれは一定の効果を発揮するものだ、少し時間はかかるけれども、一定の効果を発揮するものだというふうに考えて実施をいたしました。抽象的な理論だけが頼りとか、何か偶然の効果にかけるといふうなことは一切なしに、我々が予見し得るだけの効果はきちんと計測しながら政策をやつてまいりました。その後の我々の情勢判断、大方、当初の見通しのとおり経済も推移しているということは、やはり一定の成果があつたというふうに私どもは理解をしております。

○小沢(鋭)委員 やはりその姿勢をしつかり表明してもらわないと、要するに、確かに預金金利がほとんどゼロに近くて、皆さんからは金利がなくて大変だとかそういう話があつて、そういった意味では、そういう皆さんたちに負担をかけたというのにはわかりますが、日本経済全体を考えたときに、これが必要不可欠だ、そして日本経済のためにはこれがプラスに働いた、それを堂々と言わないから、いつでも政策をリラクタントにリラクタントに聞かせるような言い方しきれないから、これは政策を間違つて、本当に。

ここにでもありますよ。日銀OBから、いつ金利を上げるのか、こういう話が日銀にしょっちゅう問い合わせが来ている、こういうような新聞報道があります。本当かどうかはわかりません。そういう体質が問題なんです。必要なことは何でもやる。それは、福井総裁が就任のときに、あるいはまた武蔵さんが論文で書いたじゃないですか。必要な金融政策は徹底的にやると言つたじゃない

ですか。だから、トータルに言つて、これはよかつたのかどうか、もう一回、端的に答えてください。

○福井参考人 必要な政策を果敢にやらせていただきました。

それから、あえて申し上げますけれども、OBのだから日本銀行の政策委員会の議論に影響を及ぼすことができるということは全くございませぬ。そういう報道は信じないでいただきたいと思っています。

○小沢(鋭)委員 ある意味では、報道のバイアスに関しては、我々も苦勞している身でありますから、そこはお互いに理解をしたいと思います。

もう一つ、量的緩和の解除がありました。これだけでも一回確認をしておきますが、現在、デフレはまだ続いているんですか、それとも、いわゆるデフレの深刻さが減少したから量的緩和を解除したんですか、その認識をお聞かせください。

○福井参考人 いわゆる経済がデフレスパイラルという非常に大きなリスクに陥る、こういう危険性は大幅に後退いたしました。なお、物価が継続的に下落するというのもつてデフレと仮に定義をいたしますと、そういう状況から脱して物価がプラスの世界に入り、かつ安定的に動く、そういう方向に次第に接近している、その方向性が定着していくことがはば確実というふうに展望できる状況になってきているということだと思ひます。

○小沢(鋭)委員 大変慎重に言われているので、ここはいわゆる政治家の委員会ですから、そういう意味では若干乱暴に聞くんですが、要するに、デフレの深刻さはかなり減少したけれども、依然としてデフレは続いている、心配だからまだゼロ金利は解除しないんだ、こういう一般的な理解でいいですか。

○福井参考人 デフレとおっしゃるときに、おっしゃる方によりまして、どういう側面をこらんになつてデフレとおっしゃっているかということに

かなり差がございます。

したがいまして、私ども、デフレという言葉で現状を色で塗りつぶして表現することはなかなか難しいでございます。物価が安定的にプラスの状況で推移して、経済の円滑な拡大の大きなバックグラウンドにこれがなるといふ状況、この状況を目指しておるわけでございまして、その状況の実現の可能性が非常に高まってきた、そういうふうにお互いに申し上げさせていただきます。

○小沢(鋭)委員 デフレに関してはいろいろな意見があると思ひますから、それで結構かと思ひますが、今回の量的緩和解除の議論を若干おさらいさせていただきますか。

まず、コアCPIが安定的にゼロ以上を示している、こういう認識だと思ふんですが、ゼロ以上だったのは四カ月でしたか、これがいわゆる安定的にと、こう判断をした根拠は何ですか。

○岩田参考人 私ども、量的緩和を解除する条件として、三つの条件というのを二〇〇三年の十月に明らかにいたしました。

一番目の条件が、足元の物価が基調としてゼロ以上になるといふことでありまして、今御指摘いただきましたように、十月以降、ゼロを含めまして四カ月、一月の場合ですと、コアの消費者物価指数で〇・五%の上昇といふことになっております。もう一つの二番目の条件は、予測をする場合に、審議委員の多数がゼロを上回る先行きといふ予測をするといふのが二番目の条件ということになっております。三番目は、二つの条件が満たされた場合でも量的緩和を続けるということがあります。こういう三つの条件なのですが、全体の三つをまとめますと、コアの消費者物価指数が安定的にゼロを上回る、そういうことが量的緩和解除を決める基本的な判断材料だといふふうに考えております。

そして、先行きのことにつきましても、私ども、二〇〇六年度について、コアの消費者物価指数が〇・五%上昇する、こういう予測をいたしております。足元とあわせて、先行きについて

も、これはプラスで、安定的にプラスで維持できるのではないかと、そういう判断を昨日いたしました。量的緩和を解除した、こういうことでございませぬ。

○小沢(鋭)委員 〇・五くらいが先行き見通せる、こういう話を今おっしゃつていただいたわけですね。

本当にそれで安定的にいつただければ私も大変結構か、こう思ひますが、ここもある意味では大変違った判断があつたところですから、そこは日銀の皆さんもしっかりと御認識をいただく中で、さつきも冒頭申し上げましたが、政府は、まだ早い、こう言つていた人たちが結構多いわけですから、その中で安定的にゼロ以上、こういう判断をしたんだといふことをしっかりと覚えていただいてやつていただきたい、こういうふうにも思ひます。政府のことばかり言つちゃいけないんで、ちなみに、私もまだ早いという思ひの一人であります。

それから、今回はゼロ金利の解除はしなかつたわけですが、いわゆるゼロ金利解除、先ほども質問にありましたが、福井総裁のお答え、少し、いわゆる条件的な話がなかつたんですが、かつて、福井総裁の言葉でしようか、道しるべ、ゼロ金利解除の道しるべといふような言葉も使つたやに聞いているんですが、今回の量的緩和解除の三条件のようにな、そういう明快な基準はお示しにならないんですか、ゼロ金利解除に関しては。

○福井参考人 これからの経済、物価情勢の展開次第といふ以上申し上げようがないのでございませけれども、しかし、ゼロ金利そのものは、経済の現状、実情、それから物価の実情に合わせますと、非常に緩和的なレベルの金利水準であるといふことは御理解いただけると思ひます。

したがいまして、いつまでもゼロ金利政策というわけにはいきません。しかし、おっしゃいましたとおり、ようやくデフレ的な状況から経済が脱却しつつある、その方向性は確かであつても、これから物価安定のもとでより確かな足取りで経済

が前進しようというやさきのごでございまして、しばらくはできる限り緩和的な金融環境を提
供したい、また、物価上昇圧力が高まってくる
というごでなければそれも可能であろうという前
提に立ちまして、当面、ゼロ金利、ないしは極め
て低い金利水準をもって緩和的な金融環境を提
し続けることができるであろう、こういうふう
に申し上げているわけでありまして。

期間を明確に申し上げることは、今後の経済情
勢の展開次第でございまして、なかなか難しい
ということでございます。

○小沢(鋭)委員 後ほど、最後に、インフレター
ゲットの話を、いわゆるその条件の話もした
いと思ひますので、今はそれだけ、今の答弁で
どめさせていただきます。しかし、これも、量的
緩和解除のときにあれだけつくりと三条件を示
して市場にシグナルを送ったんですから、ゼロ金
利解除に関してもやはりシグナルをきっちり送る
という話は、私は必要だと思ひますよ。それを一
言申し上げておきたいと思ひます。

為替との関係をきちんとお尋ねしておきたいと
思ひますが、今回の○から二の物価上昇率、○一
二の望ましい、望ましいというか、中長期的に物
価が安定しているという理解するこの数字、
○一二ですが、前回、実はこの委員会で総裁と議
論をしたときに、日本は諸外国に比べてやや低目
の物価上昇率を国民は持っているのではないかと、
こういうお話があつて、そして、今回もそうい
つた言葉がここに、今回の発表の文書の中にも載
っておりますね。

だから、それはそれで、そういう理由で○一二
にしたのかな、こう思ひますが、○一二というの
はちよつと、先進国と比べると、確かにそういう
理由もあつて、低いですね。これは、いわゆる
通貨を高く評価する、こういう話につながります
から、為替の面という円高要因になるんじゃない
ですか、景気に関してはいわゆる下振れ要因に
なるんじゃないですか。これはどうでしょう、
私、ちよつと心配しているんですけれども。

○福井参考人 為替相場は、短期的にも非常に振
れますし、長期的にどういう水準に落ちつくかと
いうことも、なかなか理論的には、一定の算式に
従つて答えが出るものではないと思ひます。

やはり、大事なことは、物価安定のもとで経済
の安定的な成長パスをきちんと確立していく、そ
れが一番経済の実勢に見合った為替相場というこ
とを形成しやすいという地合いをつくりま
すし、為替が不規則な変動をした場合にも、経済が
受けとめる力、ショックに対する強さというもの
も備わってくる、こういうふうな動態的に物事を
考えていく必要があるのではないかと、こういう
思ひます。

○小沢(鋭)委員 もちろん、経済の安定的な運営
が為替にとつても最も重要なことの一つだ、為替
を考えた場合でも必要だというのはそのとおりだ
と思ひますが、これを、中長期的、○一二、こ
うしたものですから、それは、いわゆる諸外国から
見ると円高要因になるのではないですか。中長
期的に、そういういわゆる景気の押し下げ要因に
なるのではないかと、こういうふうな心配をしてお
ります。

日銀の方からしましても、○一二の物価水準に
対する名目金利というのはそんなに高くないで
すよね、整合的に考えれば、ということでは、日銀
の金利のいわゆる操作幅のことを考えても、これ
はやはり、ちよつと、いわゆる操作の幅が狭過ぎ
るんじゃないかと、こういう意見がありますが、い
かがですか。

○福井参考人 ○から二と申し上げましたのは、
中長期的に見て物価が安定しているという状況
を、各政策委員が頭の中で認識しておられるその
状況と、あえて数字で表出すればこういう姿にな
るということでございます。物価安定は中長期的
に実現していくものというところでございまして
で、短期的にこれを表現していく、そういう大変
窮屈な政策運営をするという意味ではございま
せん。

○小沢(鋭)委員 その政策は、窮屈な政策ではな
くて、透明性が高い政策と言わなければいけない
んじゃないでしょうか。

○から二におさめるとか、期間を明示しておさ
める、これはインフレ目標の話にも入っていきま
すが、先ほどから福井総裁のお話を聞いている
と、先ほど佐藤委員が言っていました、要する
に、日銀の裁量の幅を広げるという話が窮屈では
ない、こういう話に聞こえるんですね。

それよりも、今大事なことは、まさに日銀の政
策の透明性だ、先ほどの意見もそういう話だと思
ひますし、そして、その条件を明示することに
よつて、例えばインフレ目標の話もそうなんです
けれども、マーケットにそれを示すことによつ
て、先ほどは期待の収れんという言葉をお使いに
なりましたけれども、まさに期待インフレ率を
しっかりとそこそこ押し込んでいく、その
ことが重要なんじゃないんですか。

日銀の、窮屈だとか窮屈じゃないかという話よ
りも、そつちの方が今は期待される政策のよう
な気がしますが、これは岩田先生、どうですか。
○岩田参考人 御指摘のございました御質問、私
も、日本経済が健全な発展を遂げていくために
は、中長期的な観点から見て物価が安定してい
るということがとても大事で、量的緩和政策をや
つておりましたときも、コアの消費者物価指数が安
定的にゼロを上回るといふ約束をするということ
を通じて、実は、人々の期待を安定化させ、そ
して市場を安定化させ、そしてデフレ脱却とい
ふところまで持つてこれた主要な要因だったのではない
かというふうな考えでございます。

今回のフレームワークで、やはり中長期的な物
価の安定ということをどういう形で市場やあるい
は国民の皆さんとコミュニケーションしてい
けば、それが最終的にこの中長期的な物価の安定と
いふことを実現する上で最もいい仕組みはないか
というところで、これはある意味私も含めて、委員
の方々は必死の思いで、実は、どういふ形であ
ればこの最終的な目標を最もうまく実現できるか
といふことである意味では知恵を絞りまして、それ

で出てきた結論がきょうお話ししたようなこと
であります。

ですから、私どもの審議委員の間で、こういう
ある意味で中長期的な物価の安定ということにつ
いてその理解の仕方を集約すること自体が、
これはある種の物価安定のいかりと私は呼んで
いるんですが、の役割も果たせるものだという
ふうに考えております。

○小沢(鋭)委員 その物価安定のいかりを本
当に、先生、果たせるんですか。

いや、これはいいんですよ。ここに、これが
インフレ目標ですという話を明快にして、そして冒
頭申し上げた、日銀はこれを達成することに全力
を挙げると、結果責任、そのときは全員首を
洗つて、とにかくやめろんだというくらい、そ
のくらの話だったらいんですよけれども、審議
委員の皆さんたちが合意をできたインフレ率とい
う話でしよう。何でこれが、先生、いかりにな
るんですか、物価安定の。何も日銀としてのコミ
ットメントは認めないんですよ、これは。

○岩田参考人 物価安定をどういふ形で図るか
といふことは、各国、とても違つておまして、例
えば、イギリスの例ですと、これは一つの典型
的な例なんです、達成の期限をある程度明示し
て、しかしその物価目標を決めるのは政府とし
ては財政政策でそれを全面的に協力する、こうい
うような、ある意味でそうした仕組みのもとでイ
ギリスのような形のインフレターゲットテイ
ピングが行われているというように、私、理解を
いたしております。

それから、また違った金融、財政の仕組みのも
とで、これはマーストリヒト条約というような
ものに基つて、ヨーロッパの中央銀行は、中長
期的に見て物価の安定というのには数値的に定義
さればこうですというような形で、これも一つ、私、
国民とコミュニケーションする上で、これも実は
達成期限を明示してありません。これは中長期的
にと言っているだけであります。ですけれども、

それは、ある意味でマーケットに対して、そういう中長期的に見れば物価の安定というのはそういうことなのですねということについて、必要なメッセージを送っていると思います。

それから、アメリカの場合には、明示的にそうした目標を外には公表しないで、これは新しいバーナンキ議長のもとでどういう形になるか、私も注目いたしておりますが、そういうことは表には出さない、内部では持っておられるというふうには私は思いますけれども、そういうことを出さないで、物価の安定というのを図る。

これは、国によりまして、制度の違い、法制度の違いですね、政府と例えば中央銀行の関係でありますとか、あるいは財政政策と金融政策の関係でありますとか、これはさまざまな違いがあります。それから、歴史的な経緯というのもそれぞれ違う。

これまで日本経済が経てきた経済的な出来事、それを、デフレを克服して、それから、これからのいよいよ安定的に中長期的に物価安定を図るにはどうした仕組みが一番ふさわしいのか、日本の直面しております現実から出発して考え出したものがこの今の仕組みでありまして、透明性、言ってみますと、透明性というのは国民との対話ということなんです、わかりやすく説明する。そして、その透明性ということがありますと、これは予見可能性を高めるわけですね。予見の可能性を高めるということを通じて、実は期待の安定化というようなことが実現されてくる。

ですから、これは、透明性ということ、そしてもう一つは、金融政策というのは柔軟性を備えていなくちゃいけない。この両方の課題を同時にどうやってうまく実現していけるのか、こういうことを考えた末に、こういう形で、現在のような枠組みでやるのが最も中長期的に考えて物価の安定ということが実現しやすいということで今回の政策に至ったということでございます。

○小沢(鋭)委員 数値を今回日銀が示したことは、今までの日銀から考えるとすごい進歩だと私は

は評価をしています。しかし、その数値の示し方は、先ほど来議論があるように、政府からも意見が出ていっているように、極めて中途半端で、とても物価のいかりになんかはなり得る話ではない。岩田先生も、お立場上今のような御答弁ですが、個人としてはそれはよく理解をされていると、日ごろの学説からしてそういうふうには思っていますし、そして、今も岩田先生から話がありました、イギリスの場合なんかもそうです。私も去年、イギリスに行っている議論をしてまいりました。

その前に、一言言っておかなきゃいけないのは、このインフレターゲットの話をするときに、調整インフレ論と全く区別がつかない議論をする人たちがいます、さつきもちょっとこの委員会の理事会で、雑談のときにそういう議論になったんですが、もう本当に、そういう意味では、学者の皆さんも日銀の皆さんも、もうちょっとインフレターゲット論を、もちろん我々も、いわゆるばかげた政策だと、そういうえば、昔、速水前総裁はインフレターゲット論をばかげた政策と呼んだんです。それは国民にそのまま伝わっていくわけです。だから、そうではないんだという話は、もう全くそこははっきりと区別をさせるように努力する必要があります。それはそれとして申し上げておいて。

そして、政府が物価上昇率の目標を定め、中央銀行がその政策のために万全を尽くす、私はこれが基本的なデモクラシーの国の姿だと思います。いかがですか。

○福井参考人 各国中央銀行、さまざまな形で透明性、そして機動性をフルに発揮しながら政策目標の万全を期している、政策目標達成の万全を期しているという状況でして、政府と中央銀行との関係、基本的には独立性ということを重ねながら、政府と中央銀行の役割分担というのはそれぞれに多様性があるわけでございます。一つのパターンが絶対というふうにはなかなか言えない。それぞれの国の実情に合ったやり方でなければな

らない。

現状におきましては、日本銀行法で政府と日銀の役割は明確に規定されております。政府もそれを尊重していただいておりますし、日本銀行も、日銀法の精神にのっとり、政府と十分緊密な連絡を保ちながら政策運営を果たしている。そういう枠組みの中で、今回の私どもの新しいフレームワーク、物価安定についての理解ということも含め、これから活用していけるというふうに考えています。

○小沢(鋭)委員 僕は、デモクラシーの国の姿だと思う、こういう言い方をしまして、そういうことにしてお答えをいただいただけなかつたんです、いろいろな国やいろいろな制度がある、こういう話でありました。

これは前のこの委員会でも申し上げましたように、政府は選挙があるんです。失敗したらそこで責任をとる仕組みがあるんです。中央銀行は、例えば委員も、五年のいわゆる切符があつたらそのままなんです。それで、説明責任だ、こうおっしゃる。説明責任だけいいの。説明責任だけで本当にいいんですかね。政府というのは結果を問われるわけでしょう。だから、毎日こうやって委員会もやって、政府はやっているわけです。

そういう意味において、政府が物価上昇率の目標をマクロ経済政策の中で立てる、当たり前のことだと思えますけれども、内閣府はそういうことに対してどんな見解を持っているんですか。

○浜野政府参考人 お答えいたします。

中長期的には、持続的な成長と両立するような安定的な物価上昇率を定着させるということがマクロ経済運営の基礎であると思えます。その実現に向けて政府、日銀が一体となって取り組んでいく必要があるということであると思えます。

先生今御指摘のインフレ目標政策につきまして、私どもとしては幅広い観点から研究していくことが必要だというふうに思っております。

○小沢(鋭)委員 政府が物価上昇率を策定するこ

とは必要不可欠だと思うがいかがか、こういうふうにお尋ねをいたしました。

○浜野政府参考人 政府といたしましては、経済財政政策の運営につきまして、短期的には政府経済見通し、中長期的にはいわゆる「改革と展望」と言っておりますが、その中で政府としての考え方を示しております。

○小沢(鋭)委員 何か話がちょっと違うんですけど、本音で本音に、まあ統括官は本音でしゃべれないのかもしれないけれども、話をしておかないと、やはり、繰り返しになりますけれども、この十何年、デフレ経済で物すごく国民は苦しんでまいりました。そちらにいらつしやる先生は、審議委員の給料は約三千万だろう、三百万の年収の国民が苦しんでいるんだ、その苦しみがわかるかという質問も私はかつて聞かせていただきました。きのうと同じように額に汗して働いても、きのうと同じだけの売り上げが上らないから国民は本当に困るんだ、頑張らなきゃ。きのうと同じように働くんですよ、頑張らなきゃ。だけれども、きのうと同じだけの売り上げがデフレの中では上がらないんですよ。借金は、借金の額はまさに当然のことながら減らない、デットデフレーション。こんな話は、先ほど岩田先生もおっしゃったけれども、そういう苦しみの中で国民はきているんですよ。

そのまさに大もとの金融政策が、国として責任を持たないのはおかしいじゃないかと僕は聞いていたわけです。いわゆる金融政策という薬はどこで売っているんだ。日銀で売っているんだ、政府で売っているんだ。先ほど副総裁が、いわゆる物価上昇率を立てたときに、政府がそのための財政出動も含めてあらゆる手だてをとるということも前提として言いましたが、当たり前ですよ。

だけれども、今のこの財政悪化の中でどこまでやれるかという議論はもうありますよ。政府も全力を尽くす、中央銀行も全力を尽くす、そういう中で初めてマクロ経済政策が運営されるとい

うのは当たり前のお話じゃないですか。日銀はそんなに偉いんですか。

私が本当に言いたいのはそこですよ。結果責任を、最後に福井総裁、日銀はどうするのか。結果責任は考えていないのか。そこをぜひお答えください。

○福井参考人 私どもはそんな無責任な主体ではないというふうに考えています。どれほど日ごろ真剣に政策委員会でも議論しているかという事は十分おわかりいただいていると思いますけれども、今後とも政策について誤りなきを期して全力を尽くしていく、こういうことに尽きると思っています。

○小沢(純)委員 もう時間ですから、これで私もやめますが、大変生意気を申し上げて、言葉が行き過ぎた点はおわびを申し上げながら、しかし同時に、ずっと日銀が誤りを続けてきたことも事実ですよ。先ほど来申し上げてきたように、ゼロ金利の解除もそうだし、よいデフレ論をずっと言い続けた。福井総裁のそのグループは一生懸命命かけているかもしれない。結果も悪い結果が出ています。これは私もちゃんと認めているわけですよ。

ただ、この失われた十年、十五年、こういう話の中で、その失敗を、これは福井総裁も認められない、先ほど来。でも、そこをしっかりと検証しなければこれからの誤りが起こるんじゃないです。かと思ふものだから、そしてそういう体質がやはり私はデモクラシーの国としておかしいと思うものだから、マスコミも政府も、日銀に対して物を言うときは、何か隔靴掻痒のような形でなければ物言えない。金融政策を堂々と議論するのは当たり前のことじゃないですか。そういう話が行われないことは物すごくおかしいということ。最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

(江崎洋)委員長代理退席、委員長着席

○小野委員長 続きまして、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木克昌でございます。私も少し、日銀の金融政策論を初め今回の量的緩和の解除についてお伺いをしてまいりたいと思います。

きょうのテレビそしてマスコミ等を見ておりまして、九九年の二月以降、ゼロ金利政策が実施されて以来、家計に及ぼす影響というのが、いわゆる利子、国民が本来受け取るべき利子が二百八十三兆円失われた、そして一方、企業には利子の負担減ということで二百六十兆円、そして銀行には利子所得増といいますが五十一兆円投入されたという数字が出ておりました。また、果たしてこのいわゆる量的緩和というのは期待どおりの効果があったんだらうかと、失敗ではなかったんだらうかと、企業などに本当の意味での恩恵はあったんだらうかと、量的緩和の解除で今からどんな影響が出てくるかというようなことが言われておるわけでありまして。

そこで、私もそういう目線の中で何点かお伺いをしてまいりたいと思うんですが、我々はこの見解と、この量的緩和の解除についての党としての見解と、その中で、今後、金融政策検証委員会というのをつくって、この問題をしっかりと国民の皆さんにお訴えをしていきたいし、一緒に検証していくというようなことで考えています。

そこで、順番にお伺いをするわけであります。まず私は、デフレについて少しお伺いをしてまいりたいと思います。今小沢委員からもかなりデフレについてのお話がありましたので、重複を避けて伺ってまいりたいと思います。それから今回の量的緩和の解除についての問題、最後にシステムトラブルについてお伺いをしていきたい。以上三点について大きく伺っていききたいというふうに思っています。

まず、歴史上まれに見る異例なというか異常な政策というふうに言ってもいいかと思うんです。

が、この量的緩和を導入された二〇〇一年以降五年間というのは、まさにデフレとの闘いの五年間だったというふうに言えるわけですね。それは小泉内閣の五年間であつたということも言えるわけでありまして。経済白書で、その当時、日本経済は戦後初めてのデフレ状況にあるとの認識が示され、デフレは企業の売り上げや利益を減らし、負債を抱える企業を苦しめる悪徳、このように経済白書でも書かれておつたわけでございます。

もちろん私もおおむねそのような意見なんです。先ほど小沢委員からありましたように、一方では、よいデフレ論ではないというお話だったかもしませんが、デフレについていろいろなこと言われたわけですね。ある意味では日本経済の体質を強化するという一面もあつたんじゃないかと、それから衰退産業から成長産業へ切りかえることができたのではないかと、非効率な企業が効率的な企業に転換していったのではないかと、いろいろなことを言われる方もあります。

また、最近ちょっと私も聞いてびっくりしたんですが、日本人がデフレの間に立ちどまって生き方を見詰めた直したという面もあるんだと。これは、デフレのおかげで働き過ぎが是正されて、日本人の寿命が延びたんじゃないか、こういうことを言われる方もあるわけですね。

何が申し上げたいかというと、先ほど総裁も、デフレをどういふときにどういふ側面を見るかということによつてデフレ論というのは変わってくるんだ、こういうお話が先ほどの御答弁であつたと思うんですが、私もここで、デフレ論に対する日本銀行のいわゆる評価といいますか見解というのを改めて一度お伺いしたい、このように思うんです。

なぜかといいますと、冒頭総裁から御報告がありました報告書の概要の説明の中で、いわゆるデフレという言葉は一字もなかったわけですよ。これは、あえてそれを外しになったのかどうか、私はわかりませんが、まず、デフレというもののに対してどういふふうにお考えになつ

ておるか、もう一度聞かせていただきたいと思えます。

○福井参考人 日本銀行の目的は物価の安定を確保するというふうには言っておりますけれども、平たく言えば、インフレにもしない、デフレにもしない。インフレもよくなければデフレもよくないという判断に立っているからでございます。

デフレ、これは識者によつて定義の仕方は異なっておりますけれども、一般的に言えば、継続的に物価が下がる状況。継続的に物価が下がる状況というのは、ビジネスにとっては非常に先々の計画が立てにくいし収益も上がりにくいという状況でありますから、経済が落ち込むリスクがある。時には信用不安を巻き込んで、一層経済の下方、下向いていく力を加速するモーメントもええ秘めているということでもあります。それが最終的にはデフレスパイラルという、経済を破綻させかねないような状況をも感じさせる、そういう悪いものだというふうには私も認識しております。

○鈴木(克)委員 総裁のデフレに対するお考えというのは今伺つてわかつたわけですが、いざいざにいたしまして、今回の状況をデフレを脱却したと見るのか見ないのかということが非常に大きな問題になつてくるのではないかなというふうに思ふわけでありまして。

まず二つ目にお伺いしたいのは、量的緩和政策の目的というのは、金融システム対策から要するにデフレ脱却に変容したんだ、変えたんだということが私は言えるのではないかなというふうに思ふんですね。もしそうだと、いわゆる政府と日銀が歩調を合わせてデフレ脱却を宣言するということ。でなくてはならないんじゃないかなというふうに思ふんですね。

先ほど小沢委員からもあつたわけですが、政府と日銀の間でいわゆる見解が違ふ、また政府の中でも見解が違ふ。例えば、谷垣大臣なんかは今回の解除について認識を共有するというふうにおっしゃつておるわけですが、先ほどありま

したように、竹中大臣は残念な結果だというふう
に言っておるわけですね。総理も、デフレはま
だ脱却したとは言えない、こういうことをおっ
しゃっておられるんですね。

いわゆる政府、日銀は一体となって取り組む、
これはずっと、例えば「改革と展望」の中にもそ
ういうふうに書かれておるわけですね。そうなる
と、一体全体、これは果たしてどうなんだろう
かと。政府の中でも意見の相違はあるし、日銀と
政府の間で仮に相違があるとすれば、では国民は
今回の政策変更を果たしてどのように受けとめ
なければいいのかな、こういうことになるのでは
ないかと、私の頭ではそう思うわけですね。それ
に対して日銀の皆さん方はどのように思ってい
るのか、私はぜひ伺いをしたいというふうに思
います。

○福井参考人 政府も日本銀行も、ともに同じ目
標に向かって経済を運営しているということは間
違いないというふうに思います。物価が継続的に
下落し経済を悪い状況に一方的に引きずり込むと
いうふうな状況から脱して、むしろ、物価が安定
し景気が安定的に拡大するというふうな方向に経
済を引っ張っていく、この目標は不一致のある部
分が全くないというふうに思っております。

現実の経済の動きを見ておりまして、数年前
にそういうデフレスパイラルに陥るといふ強いリ
スクがありました状況から、現在は、次第に安定
的な物価状況のもとで、より持続的な景気回復が
展望できる状況に移ってきているということでご
ざいます。

政府は過去五年間、今委員がおっしゃいました
とおり、小泉内閣のもとで構造改革ということ
をポイントしながら経済政策を進めてこられまし
た。日本銀行は量的緩和政策という陣立てで金融
政策を運営してまいりましたけれども、経済がい
い方向に動いてきた背景には、構造政策の効果と
量的緩和政策の効果が両々相まってここに実現し
てきたことがあるというふうに思います。構造改
革だけでも実現し得ない、量的緩和政策だけでも

実現し得なかった成果が着実に出てきているとい
うふうに私どもは認識しております。そういう
ふうには、長い目でとらえ、そして大きな政策の組
み合わせをとらえて、政府と日銀が一体となって
行動しているという表現であれば、私は当たって
いるというふうに思っています。

○鈴木(克)委員 そうすると、結局、脱却したと
いうのかしつあるというのか、その辺がちよつ
と私の頭ではよくわからないんですが、いずれに
しても、もし脱却したとかしつあるという判断
をされたとするならば、それはどこでどういう形
で判断をされておるのか、その辺をちよつとお教
えいただきたいと思っています。

○福井参考人 日本銀行は連続線上で政策運営を
しております。きめ細かく経済に対して政策的な
手当てをしていくのが仕事でございます。どこか
で何かの宣言をするというふうには、経済をイベン
トづけて、色づけて、区切りを持ちながら政策運
営をするということになじまない性格のものでご
ざいます。したがって、私どもは、ある優秀
の中で経済が着実にいい方向に向かっていくとい
うことをもって政策のパフォーマンスをはかつて
いる、こういう状況でございます。

その尺度からいいますと、経済が物価安定のも
とで着実な拡大過程、それにもう既にたどり着き
つつあるし、その基調がより定着していく、そう
いう移行過程に今明確にあるというふうに思っ
ています。

○鈴木(克)委員 そうすると、あくまでも、デフ
レからは脱却をしたんだ、そしてこの政策を解除
したということは金融政策の連続性が維持をされ
ておる、こういうことでよろしいんでしょうか。

もう一遍お聞かせください。
○福井参考人 すべての人が納得し得るような一
つの時点をもってデフレ脱却宣言というふうによ
うな変化を積み重ねて動いている。今は幸い
方向に動いています。無理に区切りをつけて宣言

をするということは、デフレの認識の中身が人々
によつて違っているということを考えますと、非
常に難しいであろうと。特に日本銀行の立場から
は、それが難しい。

したがって、我々は、デフレ脱却をいたしまし
たというふうなことは今後とも申し上げないと思
いますけれども、現時点で言えますことは、物価
安定のもとで経済が着実に回復する、その基調が
さらに強まりつつある、そういうことだけは申し
上げられると思います。

○鈴木(克)委員 総裁、本当にくだいようで申し
わけないんですが、何遍も申し上げるようには、
「改革と展望」には、いわゆるデフレからの脱却を
確実とするために政府、日銀は一体となって取り
組んでいくんだ、こういうことが毎週書かれてい
ましたよね。それはそのとおりだと思うんですよ
ね。

にもかかわらず、今回、見ようによつては、今
私の理解がちよつと不足しておるのか、要するに
デフレから脱却したのかしないのかわからない、
それは見る人が見ればいろいろ異なる見方がある、こ
ういうようなお話だったように思うんですが。そ
うして一方では、政府の中でも、先ほどから言っ
ておるように、認識を許容するという大臣もおれ
ば、残念な結果だという大臣もいるということ
で、国民としては、これはやはりなかなかわから
ないんです。だから、その辺を何かわかりやす
く国民に対してメッセージを発していただけない
かな、こういうふう思うんですが、もう一度お
願ひします。

○福井参考人 経済が明確に好ましい方向に向
かっている、着実にそういう方向で歩を進めてい
るということは明確に申し上げられると思いま
すし、生鮮食品を除く消費者物価指数の前年比変化
率が安定的にプラスの状況に入りましたというこ
とは明確に申し上げられるということだと思いま
す。

○鈴木(克)委員 わかりました。
次に移らせていただきますが、この五年間の量

的緩和政策の効果ということで伺いをしたいん
です。

今言われたように、解除するとした大きな理由
は、消費者物価が安定的にゼロ以上になり、今後
も消費者物価が再びマイナスに戻らないというこ
とで今回の決断をされた。そのことはわかるわけ
であります。では、五年間のいわゆる量的緩和
政策というのは、果たして本当にどうだったんだ
ろうかということで、冒頭に私は申し上げました
よね、マスコミでは、期待どおりの効果があつた
んだらうか、失敗ではなかったのか、企業などに
恩恵はあつたのかというような論調があるわけ
ですね。その辺をわかりやすくひとつ御説明をい
ただきたいと思っています。

○岩田参考人 ただいま御質問のございました量
的緩和政策の効果いかんということでございま
す。量的緩和政策と申しますのは二つの柱から成
り立っております。一つは、金融機関の必要な
準備、日本銀行の当座預金に積み上げる準備であ
りますが、それを上回る日本銀行当座預金を供給
する、つまり流動性を市場に対して潤沢に供給す
るといふのがこの一つの柱であります。もう一つ
の柱は、こういう潤沢な流動性供給を行うという
ことを、消費者物価指数、これは生鮮食品を除く
消費者物価指数であります、この前年比の上昇
率が安定的にゼロ以上になるまでやります。こ
ういふ約束の部分と二つから成り立っております。

こういう所要準備を上回るような潤沢な流動性
の供給ということとは、ごく短期の金利、これは
コールレートですね、こういったマーケットの金
利を、短期の金利をほぼゼロ%まで低下させる効
果があつた。そして同時に、金融機関は流動性が
十分あるということです、量的緩和政策を始
めたときは金融不安のリスク等がございまして、
金融機関の流動性に対する不安というふうなもの
があつたんですが、潤沢な流動性を供給するとい
うことでこの不安を払拭するという効果を持った
というふうに考えております。

それから、二番目の柱の、長い期間、ある意味

では消費者物価指数がゼロ%以上になるまでこの潤沢に流動性を供給するという政策を続けますという約束をすることによって、ごく短期の金利だけではなしに、少し長目の金利も低いところで安定化させる、こういう政策持続効果あるいは時間軸効果というふうには呼ばれておりますが、そういう効果を通じて、企業部門が、例えば借り入れが非常に多かったわけでありまして、過剰債務、過剰な設備、それから過剰雇用というような三つの過剰を抱えて企業部門は苦しんでいたんですけれども、少なくともこの過剰の債務というようになことについて、低目の金利でもって実は資金調達が可能になるということで、企業部門の金利の負担というものが大幅に削減されたわけであり

策以前の水準に戻すというわけにはいかないわけですね。これはある程度段階的に解除をされていくというところであります。それでは、具体的にどのような解除をされていくのか、可能な限りひとつ、せっかくの機会ですから、詳細に国民の皆さんにわかりやすく説明をしていただきたい。なぜそういうことを言うかという、バランスシートで、いわゆる左側の負債の部分、つまり当座預金の減少に合せて右側の資産の部分を同じ額だけ下げていかないとバランスがとれないわけですね。では、具体的に何を下げていくのか。それは、例えば国債はいわゆる引き下げの対象になるのかどうか、そういうことについて御答弁をいただきたいと思ひます。

から進めていくことでございます。当座預金残高の削減の仕方でございますけれども、これは、供給の場合もそうでしたけれども、日本銀行の資金のオペレーションは短期のオペレーションと長期オペレーションの二つございす。短期のオペレーションといふのは、主として日本銀行が、金融機関から預かっていす国債であるとか手形であるとか、そうした金融資産を担保として金融機関に対して資金を供給していく、その期間は一年以内である、そういうオペレーションでございますけれども、今回の削減に当たりましては、短期の資金オペレーション、これを減少させていくことで対応していくというふうにしてございます。

期待が膨らんでいくことですが、当然、そうすると再び腰折れになる可能性があるというふうには思ひます。そのことで、今度新たな金融政策運営の枠組みというのを示されたわけですね、先ほどお示しをいただいたわけでありまして、では、この新たな金融政策の枠組みというのは、従来のやり方とどう違うのか、そしてどの点が明確とされておるか、世の中に、国民の皆さんにどのような安心感を与えておるか。何か、先ほどの御説明だけでは私はまだわかりづらいのではないかなというふうには思ひますが、その辺のところを、いわゆる透明性を高めるといふ意味においても、ぜひ一遍、この際、わかりやすく御説明をいただきたいというふうに思ひます。

金融の緩和的な状況というものを維持する、金利も低いわけでありまして投資活動もやりやすい、そういうことでありまして、企業部門のリスクチャリングといひますか、再構築ですね、新しく生まれ変わるための事業の展開というようになことを金融面から大幅にこれを後ろ押しする、こういう効果があったんだというふうには考えております。そういう効果があつたために、今回の息の長い回復、あるいは物価も次第にプラスの方向に、消費者物価指数の上昇率もプラスの方向に動いてきた、こういうことにつながつてきたんではないかというふうには考えております。そういうことで、量的緩和政策を五年間採用して、私どもとしては、金融面からは日本経済が再生するための条件を十分に整えてきたんではないか、それが改善にもつながつたんではないかというふうには考えております。

今後の金融市場の調節でございますけれども、まず、無担保のコルレート、これは金融機関が日々その資金の過不足を調整する市場のレートでございますけれども、このレートを操作目標としました上で、これをおおむねゼロ%とするように促すということが昨日の決定でございます。従来、量的緩和のもとで目標でございました当座預金残高は三十から三十五兆円程度でございました。この金額をこれから金融機関が法律に基づいて求められている金額に向けて削減をしていくということになってまいります。この金額は約六兆円ということでございます。

長期国債、この買い入れにつきましては、当面はこれまでと同じ金額、現在、月一・二兆円、月四回でございますけれども、同じ金額、同じ頻度で実施していく方針でございます。これを今委員御指摘の日本銀行のバランスシートという観点からいいますと、当然、当座預金というのは日本銀行の負債でございますから、負債の減少に見合つて資産が減少するということになってまいります。負債サイドで当座預金残高が減少しますと、資産サイドではおおむね、今申し上げました短期の資金オペレーションの金額が減つてまいります。短期の資金オペレーションは日々変動しておりますけれども、大体このところ六十兆円というのが残高でございますから、この残高が向こう数カ月程度をめどとしまして減少していく、そういうプロセスをたどるといふふうになると思ひております。

しかし、市場は、日本銀行が当面はゼロ金利なのは極めて低い金利水準でもって緩和的な環境を提供し続けるであろうというところは明確に読み取つておりますので、市場が不安定になる、ましてや、委員おっしゃるとおり、景気の足を引っ張るというふうな条件づくりが市場で行われるということはないというふうには考えています。それを申し上げました上で、日本銀行の政策運営としては、さらに大きな枠組みとして、金融政策の運営に当たり、政策委員が頭の中で持つている物価観といふものを数値であらわして、それを中長期的な物価安定についての理解という形でお示しして、この点についても、今後、幅広く市場との対話をしていく場合の大きなバックグラウンドとして、透明性の支えになる。

○鈴木(克)委員 またそのことについてはお伺いする機会もあるんじゃないかなというふうには思ひていますが。ちよつと技術的といひか具体的なお話をさせていただきたいんですが、量的緩和を解除する、そして今までの三十兆円、三十五兆円という巨額な預金の積み立てを行つてきたのを、一気に緩和政

○鈴木(克)委員 続いて、金利について少しお伺いしたいと思ひますが、御案内のように、市場は、量的緩和解除の節目を越えたということ、この引き上げを先取りして一部の金利が上昇を始めておるといふのは御案内のような状況でございます。そうなつてくると、せっかく復調しつつある景気が再び腰折れになつていくというような、ますますゼロ金利の解除、その時期をめぐ

それが加えまして、日本銀行は、これまでもややロングラン、二年ぐらいの経済見通しを出して

それが加えまして、日本銀行は、これまでもややロングラン、二年ぐらいの経済見通しを出して

おりますけれども、そうした経済見通しが物価安定のものと持続的な経済の拡大のパスということに合っているかどうかという評価をこれからきちんと加えながら、展望レポートで絵解きをしていきたい、そのことがまた市場で有力なそしゃく材料になっていくだろうと。

市場条件が経済の先行きに対して邪魔になるような条件形成がなされないような枠組みというものを今回用意したということでございます。

○鈴木(克)委員 ぜひひとつその辺を十分きめ細やかにやっていただきたいというふうに思います。

時間もあれですので、最後に戸田の発券センターのシステムトラブルについてお伺いをしたいんですが、これは、御案内のように、三月六日にトラブルが発生して、一日半ほどストップしたということでもあります。

今、こういったトラブルが、東証を初め日本の金融システムの基本的なインフラの部分でのトラブルというのは非常に続いているわけですが、日銀はまさに最後のとりでであってほしいというふうに思っていますが、残念なことに、こういうトラブルが発生したわけでもあります。

これは、何か二年前にも更新時にこういうトラブルがあった、こういうふう聞いておりますが、いわゆる日銀のシステムトラブルに対する認識をぜひお伺いしたいと思います。

○小林参考人 お答えいたします。

私どもの日本銀行券の発行というのは、日本橋における本店のほか、ただいま委員御指摘のように戸田の発券センターで行っております。大口の取引につきましてはこちらの方を中心に行っておりまして、日本橋の本店がそのバックアップをする、こういう体制でやっております。

ただいま御指摘の今回のシステムのふぐあいというのは、この戸田のセンターの方の情報系のシステムにおきまして、先週末に一部のネットワークを更新した際に、その新しく更新したネットワークの処理スピードが上がったことに対しては

かの周囲の機械がそれについていけなくなったというようなことが原因になりました、これに対して応急措置を講じまして、一昨日、八日の朝からは支障なく稼働している状況でございます。

戸田の発券センターが行っております銀行券取引につきましては、ただいま申し上げましたようにバックアップ対応ということを行っております。午後から日本橋の本店に作業を移行いたしました。その結果、戸田の発券センターを御利用いただきました金融機関の関係者の方には大変御迷惑をおかけいたしました。取引自体は無事終了をさせていただいたと認識しております。

先生御指摘のとおり、戸田の発券センターは銀行券の円滑な供給のために大変大事なシステムでございますので、そのシステムの円滑な運行を確保していくことは極めて重要であると認識しております。今回のようなふぐあいを生じさせないよう、システムの更新作業等々については念入りの対応をして、遺漏なきを期していく所存でございます。

○鈴木(克)委員 以上で終わらせていただきます。

○小野委員長 それでは、以上で鈴木君の質疑を終了いたします。

引き続きまして、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

五年にわたった量的緩和政策を解除して、当面はゼロ金利を継続すると言われました。今の時点で、これまでの超低金利政策がどのような影響を与えたか、これを振り返る必要もあると思います。

二〇〇四年までに国民が失った利子は三百四兆円に上ると言われたことがあります。

その反面、この三菱総研の試算では、企業の利子負担が約二百六十兆円軽減され、金融機関が利子所得を九十五兆円ふやした。低金利を通じまして、企業、金融機関に家計から巨額の所得移転が進んだということになると思うわけです。

この傾向を福井総裁として確認していただけたらどうでしょうか。

○福井参考人 量的緩和政策並びに超低金利政策は、いずれも、日本経済が非常に悪い状況、それをさらに悪い状況に突き進むということを防ぐために大変なコストをかけて行った政策だ、したがってこれはなるべく早くやめなければいけない政策ということ、基本的な性格としてあるというふうに思います。

市場メカニズムを犠牲にする、あるいはそういうふうにか家計にも重い負担をかける、しかし、マクロ経済全体として新しい前進のパスをつかむためには、やはり経済の機動力を発揮するのは企業であります。企業の投資力というものを回復させるために、経済全体としては払うべきコストを払いながら政策を進めてきたということだと思えます。

○佐々木(憲)委員 大きな数字として、先ほどのような状況があるということは確認をさせていただけると思いますが、どうですか。

○白川参考人 お答えいたします。

今先生御指摘の数字でございますけれども、これは、先般の国会におきまして、一定の前提でこうした計算をしてほしいという御依頼を受けまして計算した数字でございます。

百四兆円であるというふうに申し上げました。

○佐々木(憲)委員 家計に大変な負担をふせたいというふうに思います。

それで、今後ですけれども、このゼロ金利政策を解除する場合、どのような条件が整った場合にその解除が行われるのか。その条件についてお伺いしたいと思います。

○福井参考人 量的緩和政策の枠組みを解除したばかりでございます。これからゼロ金利を起点として金利政策が再スタートした段階でございますので、ゼロ金利解除の時点は今から正確に見通すということはなかなか難しいうございします。

しかし、ゼロ金利政策というのは、引き続き、かなり異例の政策だということは間違いないと思います。いずれ、経済、物価の実勢に見合った金利水準に徐々に修正していく最初の出発点として、ゼロ金利を修正する時点を迎えようというふうに思いますが、これはやはり、デフレ的な状況に長く苦しんだ経済が活力をどれぐらい取り戻していくかということをもう少し冷静に見きわめながらその時点を正確に判断していきたいというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 今、条件そのものについては余り具体的におっしゃらなかったんですけども、それもぜひ、詰めた形でお知らせをいただければと思います。

そこで、金利が上昇する局面というのは当然今後出てくると思うんですが、さまざまな部門に影響が及ぶと思います。例えば企業では、これは企業規模によって随分また違いますし、あるいは家計の場合も、世代別に見ますとまた違ってくる。いろいろあると思うんですが、この影響、金利が引き上がることに影響というものはどのようなように考えておられるか、お聞きをしたいと思えます。

○福井参考人 まず大前提として、今後金利を調整していく過程は、できれば、できる限りなだらかなものにしていきたい、急激な金利の調整というのを避けるというふうな金融政策をしたい、

こういうふうに出ております。もちろん、経済ですから、いかなるショックが外から及んでくるかわかりませんが、そういう場合は別でございますが、通常であれば、できる限りなだらかに持っていきたい。

そうしますと、量的緩和策から脱却いたしました今の時点では、余り非連続的な変化が生じない、しばらくゼロ金利でございますので生じない。いずれゼロ金利が修正され、極めて低い金利水準になり、それがさらに徐々に高い金利水準に上がっていくという過程でございますけれども、私どもやはり、まず企業部門について言いますと、おっしゃったとおり、大企業だけでなく、中小企業の資金繰りの円滑性ということがいかに保たれているかということは十分検証しながらやっていかないとはいえないように思っています。

それから、家計部門については、そういう金利上昇のペースが緩やかであれば、預金金利という形で十分均てんできるといふのはかなり時間がかかるだろうというふうに思いますが、一方、雇用や所得環境の改善から雇用者所得が緩やかな増加を続ける、それを実現するために金融政策をやっているわけですから、そういうことは十分期待できるだろう、こういうふうには思っています。

それから、政府部門でありますけれども、これは最大の資金不足主体であります。財政再建を着実に進めていただく必要があるわけでして、そのためには、まず、一層の規制緩和などを通じて構造改革をさらに進めていただく、民間の活力を引き出して日本経済の潜在成長力そのものを高めていくという本質的な対処が大事だということに思っております。それが最終的には安定的な歳入の確保につながる。

それらすべての過程を円滑に進めるために、私どもは、できる限り不連続性の伴わない金融環境、変化はいたしますが不連続性を大きくは伴わない金融環境の提供ということでサポートさせていただきます。

いただければ、それが最高だというふうには思っています。

○佐々木(憲)委員 今後を見通す上で、民間の資金需要がどういふふうになっていくかということ、それから、今も触れられましたように、財政の赤字が一体どうなるのか。これは大変大きな要因だと思ふんです。

国、地方の財政の状況は、長期債務残高が六百五兆円に上っております。地方が二百四兆円です。合わせまして、重複を除きましても七百七十五兆円という大変な規模になるわけで、この債務残高は、減るというよりも、当面中期にはふえていくという見通しでございます。これは、全体として金利を引き上げていく大きな要素になっていくのではないかと思ふわけです。

七百七十五兆円の債務残高は、GDPの一五〇％ですから、膨大な金額であります。仮に金利が一％上昇しても、それだけで七、八兆円の負担増、財政的には大変大きな負担増になる。それが回り回って国民の増税とかさまざまなマイナス要因としてはね返る可能性もある。もちろん財政運営というのは政府の問題ですから日銀に責任があるわけではございませんが、今後、政府の予想によりまして、普通国債の発行残高、今は五百四十二兆円ですけれども、二〇一二年では七百五十三兆円、二〇一七年には八百九十二兆円、どんどん増加していく。地方債も合わせますと、二〇一二年に九百四十八兆円、二〇一七年に千二百二十兆円、これは大変な予測でございます。政府自身がそんな方向を見通しているわけではございません。

そうすると、一体これだけの膨大な公債をどう消化するか、その際の金利はどうなるのか、これは大変大きな課題になっていくと思ふんです。もちろん、我々はその政府の財政政策を容認するわけではありませんが、今の状況が続くという状況になる。

そこで、これは岩田副総裁にお願いしたいんですけれども、一体、消化の展望あるいは金利の傾向をどのようにお考えか、お聞かせいただきたい

と思います。

○岩田参考人 ただいま御指摘をいただきました点であります。政府部門におきます債務が増加する、その結果、金利にはどういふ影響が及ぶんだろうか、こういう御質問であつたかと思ひます。

御指摘のように、金利といいますのは、一つは供給面といいますか、どのくらい国債等が新たに発行されていくかということ、それから需要の面、そういう債券に対する需要の面、両面で決まっております。

私どもが、長期金利が例えばどういう形で基本的には決まっているというふうには考えているかというのを申し上げますと、これは主として市場参加者の、将来の経済あるいは物価に関する市場の見方、成長率でありますとかあるいは物価の上昇率でありますとか、こういうものが将来どういふ推移になるのかな、こういうことに対する市場の見方と、それに加えて、今御指摘もありましたけれども、財政部門の例えば不安定性に由来するリスクプレミアム、あるいは、経済が大幅に変動いたしますと、これも先行きの成長率とか物価の上昇率が大幅に変動してしまふ。そうしますと、これもやはり長期金利に不安定性が拡大しますとリスクのプレミアムがふえてしまふ、その結果、長期金利が上昇してしまふ、こういうふうには考えております。

したがって、先行き、長期金利というのが安定的な形で、いわば経済のファンダメンタルズに見合ったような形で形成されていくということが極めて重要なことだ。マクロ経済的な状況とか、物価の環境というものを安定的な状況に保っておくということが、一つ極めて重要だ。

それから、もう一つは、財政部門におきましては、財政再建の長期的な方向性というのを透明な形で示す、そういうことによりまして、財政赤字に伴いますリスクプレミアムをできるだけ大きくならないようにしていく、こういうことが極めて重要だ。つまり、これほど大幅な国債残高を抱え

た経済で、今後どういふふうには政策運営するかということと日本銀行の任務の方から考えてみますと、金融経済情勢というものをできるだけ安定的な形で保ちながら、とりわけ重要なのは、長い目で見た物価の安定そして持続的な成長というのを實現する、こういうことを通じて、いわばリスクプレミアムの部分をできるだけ小さくする、その結果、安定的な金利形成が行われる、こういうことが望ましいというふうには考えております。

○佐々木(憲)委員 なかなか抽象的な答弁で、かみ合った感じがしないんですけれども。

官と民の関係で、単純に言いますと、今後の資金の流れというのは、明らかに民から官に流れるんです。経済財政諮問会議に出された資料をもとに、二〇〇三年と二〇一七年を比較いたしますと、民から官に流れる資金量は、六百五十兆円だったものが九百五十兆円にふえるんです。これは、福井総裁も出席された、その会議に出された資料でございます。そうでなければ、これは財政を支えられないという状況なんですね。果たしてそれが可能かという問題になるわけです。

そこで、郵政の民営化によって新たな問題が出てくるのは思ふんですが、これまで郵政公社の資金運用は、基本的に国債またはそれに準ずるものというふうに限定されてまいりました。つまり、信用リスクをとるような運用はできなかったわけですね。だからこそ、国債発行の受け皿に郵政事業がなっていたわけですね。日銀が公表した資金循環統計から見た国債保有者別内訳の変化という資料がありますが、それを見まして、一九九四年と二〇〇四年を比べますと、郵便貯金の比率は五・四から一四・七％に上がっております。簡保は二・五から七・七％に上がっております。つまり、それだけ郵政事業における国債の保有率が急増したということでございます。

しかし、この民営化によってリスクをとる運用が行われる。そうすると、国債を安定的に引き受ける公的な部門というものが失われていくわけがあります。しかも、今回の量的緩和解除に伴つ

て、最大の引き受け手である民間金融機関が債券離れを始めている。残高の圧縮、保有期間の短期化ということが行われている。そうすると、これだけ膨大な国債の発行、一体どのようにこれは消化されていくのか、どこが引き受けていくのか、こうなつてきますと、これは日銀に、これが引き受け圧力として政府からかつていくのじゃないか。

先ほども、いろいろな議論がありました。つまり、膨大なこのような公債発行の受け手として、日銀は引き受けなさい、引き受けなさい、こうなつてきますと、これは逆に、財政規律がますます失われていく可能性がある。そこで日銀の姿勢が問われていると思うんです。そういう意味で、総裁として、今後この問題にどのように対応されていくのか。私は、安易な引き受けをどんどんやつていくということは正しくないと思つております。

総裁のお考えをお聞かせいただきたい。

○福井参考人 郵政の民営化に伴いまして、郵便貯金、そしてストレートに国債運用というふうの流れでいた資金が、どういうふうにも多様化した流れを示すかというのは、よく注意していかなければいけないというふうに思つています。

いづれにいたしましても、最終的に日本銀行が国債の引き受けを迫られるような市場環境になるかどうか、それはわかりませんが、仮になつたといつたとしても、日本銀行としては、国債の直接引き受けということは、文字どおり、財政規律に真つ向から反するといふふうに考えております。引き受けるということは、法律的にも禁じられておりますし、私どものディシプリンとしてもそれはあり得ないというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 現在も、既に日銀の保有比率が三・五％ということとして、これを無制限に引き受けるようなことは絶対私はあつてはならないと思つております。

今、福井総裁から基本のお考えをお聞きしま

したので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小野委員長 以上をもちまして質疑は終了いたしました。

○小野委員長 次に、内閣提出、独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣谷垣禎一君。

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○谷垣國務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、独立行政法人酒類総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日水曜日午後五時理事会、午後五時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条・第十条)」を「役員及び職員(第六条・第十一条)」に、「(第十一条・第十二条)」を「(第十二条・第十三条)」に、「(第十三条・第十四条)」を「(第十四条・第十五条)」に、「(第十五条)」を「(第十六条・第十七条)」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第一章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十五条第一号中「(第十一条)」を「(第十二条)」に改め、同条第二号中「(第十二条第一項)」を「(第十三条第一項)」に改め、同条を第十七条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「(第十一条第一号)」を「(第十二条第一号)」に改め、同条を第十四条とする。

第三章中第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第二項中「(第十条第一項)」を「(第九条第一項)」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員(秘密保持義務))

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはなら

ない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人酒類総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人酒類総合研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人酒類総合研究所(以下「施行日後の研究所」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人酒類総合研究所（以下「施行日前の研究」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究の職員となり、かつ、引き続き施行日後の研究の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究は、施行日の前日に施行日前の研究の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究を退職したものであって、その退職した日まで施行日前の研究の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特勞

法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特勞法第十八条の規定に基づき施行日前の研究がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究とその職員に係る特勞法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特勞法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法

律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）
---------------	-------------------------------

理由

独立行政法人酒類総合研究所に係る改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年三月二十四日印刷

平成十八年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F